

予 防 計 画

目 次

第1章 計画の方針.....	1
第1節 官民一体となった防災力の向上.....	1
第2節 協力体制の整備.....	1
第2章 気象等予報伝達計画.....	2
第1節 予報警報等に関する計画.....	2
第2節 指定河川管理機関ごとの予警報.....	4
第3節 水防活動の利用に適合する予報及び警報.....	9
第4節 火災気象通報.....	10
第5節 農業気象通報.....	11
第6節 異常現象発見時の措置.....	11
第7節 予報、警報等の周知徹底.....	11
第8節 雨量・水位情報.....	12
第9節 府土砂災害警戒情報システムによる監視.....	13
第3章 災害通信網整備計画.....	13
第1節 災害通信施設の整備.....	14
第2節 庁内システムの業務継続性の確保.....	14
第3節 防災行政無線・エリアメール・緊急速報メールの活用.....	14
第4節 情報システムの運用.....	14
第5節 災害用独立電源の整備.....	14
第6節 非常通信経路による通信の確保.....	15
第7節 情報システムの安全対策.....	15
第8節 日本放送協会の放送施設の活用.....	15
第9節 町域内の防災機関等の役割.....	16
第4章 河川防災計画.....	16
第5章 林地保全計画.....	18
第6章 砂防関係事業計画.....	18
第7章 農業施設防災計画.....	21
第8章 内水対策計画.....	22
第9章 道路及び橋梁対策計画.....	22
第10章 防災営農対策計画.....	23
第11章 造成地災害対策計画.....	24
第12章 建築物防災計画.....	24
第13章 文化財災害予防計画.....	26
第14章 危険物等保安計画.....	26
第15章 消防及び水防計画.....	27
第1節 消防計画.....	27
第2節 水防上必要な諸活動等の計画.....	30
第16章 鉄道施設防災計画.....	31

第17章	通信施設防災計画.....	32
第18章	電気・ガス施設等防災計画.....	32
第19章	資器材等整備計画.....	33
第1節	備蓄資器材.....	33
第2節	非常用物資等の備蓄計画.....	35
第20章	防災知識普及計画.....	35
第1節	職員に対する防災教育計画.....	35
第2節	住民の防災知識普及計画.....	36
第3節	学校等における防災教育計画.....	37
第4節	家庭での防災対策の推進.....	38
第21章	防災訓練・調査計画.....	38
第1節	防災訓練の実施.....	38
第2節	災害危険箇所の調査等.....	40
第3節	その他の調査研究.....	40
第22章	自主防災組織整備計画.....	40
第23章	企業等防災促進計画.....	42
第24章	社会福祉施設等対策計画.....	44
第25章	交通対策及び輸送計画.....	45
第26章	医療助産計画.....	46
第1節	京都府の体制.....	46
第2節	精華町の体制.....	47
第27章	配慮を必要とする人達等に係る対策計画.....	48
第28章	廃棄物処理に係る防災体制.....	51
第29章	行政機能維持対策計画.....	51
第30章	災害ボランティアの育成計画.....	52
第31章	広域応援受援体制の整備計画.....	53
第32章	上下水道施設防災計画.....	53
第33章	学校等の防災計画.....	54
第34章	避難に関する計画.....	55
第35章	観光客等保護・帰宅困難者対策計画.....	59
第36章	集中豪雨対策に関する計画.....	60
第37章	都市公園施設防災計画.....	61
第38章	広域防災活動拠点計画.....	61

第1章 計画の方針

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においては被害を最小限にするため、平常時において備えておくべきことの充実を目的とし、次の4つのことを基本的な方針とする。

- 1 土砂災害及び火災等の災害に対し、発生時に、人的、物的被害を最小限に抑えるため、「精華町国土強靱化地域計画」に基づき国の国土強靱化政策を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、防災体制の整備を図るとともに被害が予測される地域の各施設、構造物などについて、防災化を進めるとともに、火災の被害から守る手だての充実を図る等災害対策の強化を図っていく。
- 2 災害に強いまちづくりのため、町においては、職員の防災意識向上を図るとともに、多方面での発災時の備えの充実を図る。
- 3 町は、住民及び企業に対する防災に対する意識向上と備えの充実を推進し、住民及び事業所の災害予防に対する取り組みを明確に把握し、国・府、町、住民及び企業による連携した防災行動を図れることをめざす。
- 4 町の能力を超える場合は国・府に協力を求め、連携をとりながら、土砂災害、避難の安全確保、災害予防、災害予測、被害想定等の対策に必要な科学的調査研究を進め、その成果が常に計画にフィードバックできるようにする。

第1節 官民一体となった防災力の向上

災害時、救援体制が整うにはある程度の時間を要し、それまでの間は、一人ひとりが生き抜いていくことが求められる。また、近年の災害は、広域的でしかも甚大な被害をもたらし、その災害要因は、高齢社会の到来、社会経済状況の変化、都市化の進展に伴い、複雑化、多様化が予想され、防災関係機関のみでの対応にはおのずと限界がある。

そのため、精華町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力、住民力を強化することが必要である。地域住民や自治会等の連帯に基づき結成された自主防災組織が相互に連携し、一体となって地域の防災に自主的に取り組むこと、事業所もその社会的責任を自覚し、従業員の安全確保や防災対策はもとより、地域の構成員として、地域の防災組織と十分に協力・連携し、防災対策を推進していくこと、これが達成のため「地区防災計画」の策定を通じた対策の具体化を自ら行うことが重要である。

また、町は、安全・安心なまちづくりの推進に向け、木津警察署との情報交換等により連携協働し、町の特性に応じた防災意識及び交通安全意識の向上等に関する連携強化施策を推進し、官民一体となった地域防災力の向上を図る。（「精華町安全・安心まちづくりに関する協定書」）

第2節 協力体制の整備

本来、すべての防災活動は町民の「自らの町は自ら守る。」意識のもとに、遂行されるべきものである。その一方で、発災時に生じるさまざまな事態に対応して、関係団体等の支援・協力が必要になる。そのため、支援・協力を要請しなければならない関係団体に対して、あらかじめ協力体制の整備を図るとともに、必要な事前協定を結んでおく。

- 1 京都府の緊急医療体制との連携

災害発生時に適切な医療救護活動を行うため、京都府の緊急医療体制と連携するとともに一般社団法人相楽医師会の災害医療における役割を取り決めておく。
- 2 建設業協会等との協定

災害時の救助活動に対する機材の提供、道路・河川等の損壊にともなう応急修理、道路開通等を迅速かつ円滑に行うため、建設業協会等と災害時の応急対策業務に関する協定を締結し、応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。
- 3 流通業者等との協定

災害時において、被災者への適切な緊急物資の供給を行うため、流通業者等と災害時の物資の供給活動について府の協定を遵守し、必要な協定の締結に努めるとともに、災害対応型自動販売機の設置を促進し、備蓄物資、緊急食料供給体制等に関する内容について取り決めておく。
- 4 地域産業の活力維持と風評被害対策

発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう、府な

どと連携して準備を進める。また、正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内農産物の販売促進により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

第2章 気象等予報伝達計画

災害の発生を未然に防ぎ、また被害を軽減させるために、関係機関や住民等に災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する。

この際、「警戒レベル」を運用し住民に「自らの命は自ら守る」意識の徹底や地域の災害リスクと採るべき避難行動等を周知する。

第1節 予報警報等に関する計画

町における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他については、京都地方気象台が定め発表する。

なお、気象台が発表する注意報、警報、情報は、様式第1号、第2号及び第3号の用紙により受報し、伝達する。

資料 4-1 気象台が発表する情報様式①

資料 4-2 気象台が発表する情報様式②

資料 4-3 気象台が発表する情報様式③

1 予報警報

(1) 予報区

町は、京都地方気象台が行う予報警報等の担当区域（以下「予報区」という。）において、一次細分区域は「京都府南部」に、二次細分区域は「精華町」に、また、市町村等をまとめた地域は「山城南部区域」に属する。

府の気象特性に基づいて複数に分割した区域（一次細分区域及び市町村等をまとめた地域）に対しては天気予報を発表し、災害をもたらす大雨等の現象に係る警報・注意報については、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、市町村ごと（二次細分区域）に発表される。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）、注意報及び警報の種類と基準

ア 京都地方気象台の発表する予報及び警報等の通報は、災害対策基本法、気象業務法、消防法、水防法等に定められたものによる。

イ 地面現象と浸水に関する早期注意情報（警報級の可能性）・注意報・警報事項は、それぞれの注意報及び警報の標題として発表されず、気象注意報あるいは気象警報に含めて発表される。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）、注意報及び警報の発表、継続、切り替え、解除

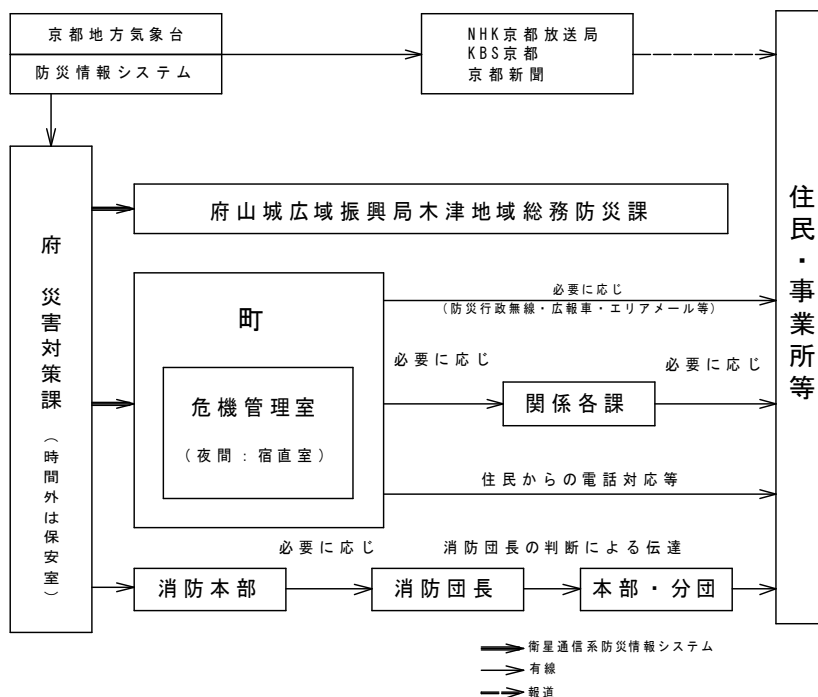
ア 早期注意情報（警報級の可能性）（警戒レベル1）は警報級の現象が5日先までに予想されている場合、注意報（警戒レベル2）は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報（警戒レベル3）は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

イ いずれかの早期注意情報（警報級の可能性）・注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の早期注意情報（警報級の可能性）・注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）・注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

(4) 注意報及び警報の伝達系統

町に対する上記の通報は、下図に示す通報連絡系統により通報され、特別警報が発表されたときは、速やかに住民等に周知する。



※1 必要に応じて庁舎外の関係部課（上下水道部庁舎、地域福祉センター、各保育所、人権センター、華工房、各小中学校、むくのきセンター）に連絡する。

※2 電話等で連絡する班以外の各課には、状況に応じて庁内放送等により連絡する。

2 気象情報

(1) 気象情報の機能

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起る可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

(2) 気象情報の種類

種類	発表の内容
台風情報	<p>ア 発表 「令和 年台風第 号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>イ 内容 台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。</p> <p>ウ 伝達 台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
大雨(雪)情報	<p>ア 発表 「大雨(雪)に関する京都府気象情報」（以下「大雨(雪)情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>イ 内容 大雨(雪)情報は、大雨(雪)が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨(雪)の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。</p> <p>ウ 台風情報との関係 台風情報が発表される場合には、大雨に関する項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。</p> <p>エ 伝達 大雨(雪)情報は、「大雨(雪)情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>

<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>ア 発表 記録的短時間大雨情報は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>イ 発表基準 1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報ずる。</p> <p>ウ 意義 記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。</p> <p>エ 観測所の配置 京都地方気象台所属のアメダス観測所を、「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)一覧表」に、その設置地点を「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)配置図」に示す。</p> <p>オ 伝達 記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>ア 発表 記録的短時間大雨情報は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>イ 発表基準 1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報ずる。</p> <p>ウ 意義 記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。</p> <p>エ 観測所の配置 京都地方気象台所属のアメダス観測所を、「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)一覧表」に、その設置地点を「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)配置図」に示す。</p> <p>オ 伝達 記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
<p>その他の情報</p>	<p>ア 標題 その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。</p> <p>イ 種類 その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、小雨、低温及び異常潮位等がある。</p> <p>ウ 構成 定形化されていない気象情報は、 (ア) 標題 (イ) 発表年月日時 (イ) 発表年月日時 (ウ) 発表機関名 (エ) 見出し (オ) 本文 より構成される。</p> <p>エ 意義 これらの情報は、次の場合に発表する。 (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合</p> <p>オ 伝達 定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。</p>

第2節 指定河川管理機関ごとの予警報

1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川について国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区気象台）が共同して洪水注意報、警報を発表し、住民に周知する。（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

(1) 対象河川及び区域

町域で指定されている河川及び基準点は、下表のとおりである。

ア 洪水予報を行う河川及び区域

河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者
淀川支川 木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田3 右岸 相楽郡和束町大字木屋字桶淵 22-2	加茂	近畿地方整備局淀川ダム 総合管理事務所 大阪管区气象台

イ 洪水予報基準点

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位 (警戒水位) レベル2	避難判断水位 レベル3	氾濫危険水位 (危険水位) レベル4	計画高水位
淀川	木津川	加茂	4.50m	5.90m	6.00m	9.01m

(2) 洪水予報の種類

上記の洪水予報は、指定河川の名称を冠して行われ、次の種類がある。

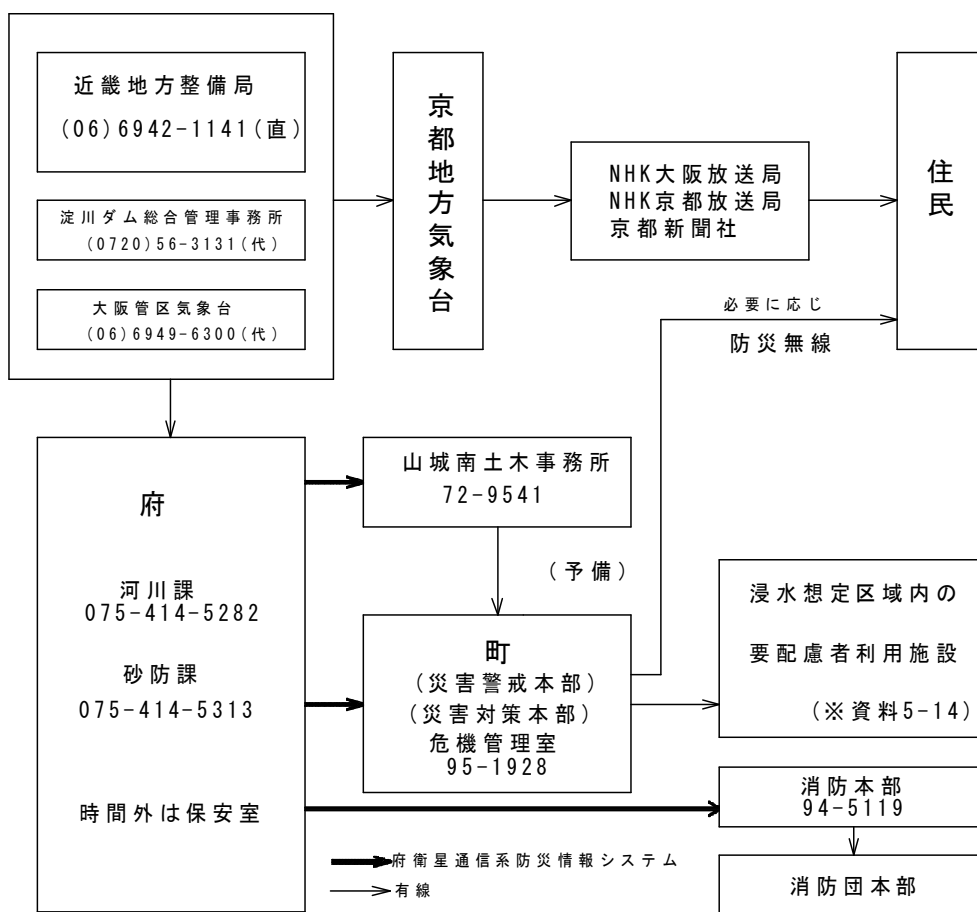
指定河川 洪水予報の 標題	該当する気象庁 の洪水情報	基準となる 水位の名称	求められる行動
氾濫発生情報	洪水警報 (警戒レベル5)		<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
氾濫危険情報	洪水警報 (警戒レベル4)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	<p>【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報発表 避難勧告等の発令を判断 状況によっては、避難指示の発令の判断 <p>【住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難を判断 避難に関する情報に注意し、避難勧告等が発令されたら避難
氾濫警戒情報	洪水警報 (警戒レベル3)	避難判断水位	<p>【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報発表（要援護者避難情報）を判断 <p>【住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫に関する情報に注意
氾濫注意情報	洪水注意報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位 (警戒水位)	<ul style="list-style-type: none"> 水防団出動を判断
	(警戒レベル1)	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防団待機
氾濫注意情報解除	洪水注意報 ・警報解除		

(3) 伝達系統及び伝達方法

受報は、定形化された型式（資料 4-4 淀川水系洪水予報）を用いて行い、町における通報系統は、下図のとおりである。

資料 4-4 淀川水系洪水予報

図 淀川水系洪水予報の町における通報系統図



2 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について、水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。(水防法第16条第1項)

(1) 対象河川及び区域

町域において指定されている河川は、下表のとおりである。

河川	区域	対象水位観測所					水防警報発表者
		名称	地名	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位	
淀川支川 木津川	左右岸 相楽郡 南山城村 地内 (三重県 界) から幹川 合流点ま で	加茂	木津川市 加茂町 船屋	幹川合流点 より 28.60km	4.50m	9.01m	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
		岩倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流点 より 57.40km	6.00m	10.50m	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

(2) 発表の段階及び時期

水防警報の発表の段階及び時期は次のとおりである。

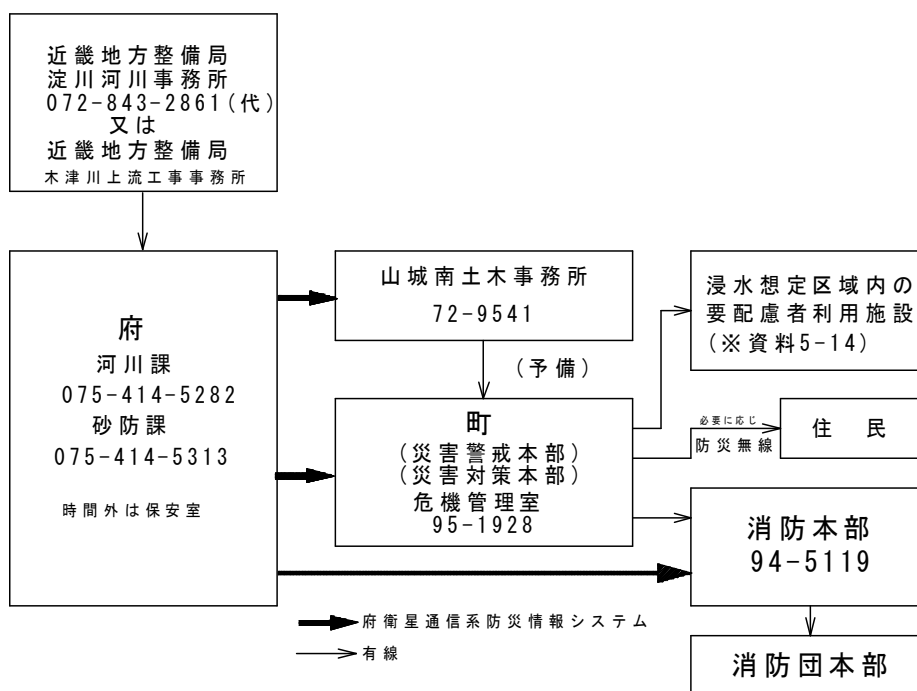
段 階	内 容	時 期	
		水位観測所	
		加茂	岩倉
第1段階 待機 (レベル1) 加茂水位 2.5m	水防(消防)団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位(警戒水位)を越す8時間前	氾濫注意水位(警戒水位)を越す3時間前
第2段階 準備	水防資材の点検・水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位(警戒水位)を越す6時間前	氾濫注意水位(警戒水位)を越す2時間前
第3段階 出動 (レベル2) 加茂水位 4.5m	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位(警戒水位)を越す2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)を越す1時間前
第4段階 解除	水防活動終了の通知	水防活動の終わるとき	

(3) 伝達系統及び伝達方法

国土交通省が発表する警報時の受報は、「資料4-5 淀川水防警報・情報用紙」の用紙により行うものとし、町における伝達系統及び伝達方法は、下図のとおりである。

資料4-5 淀川水防警報・情報用紙

図 木津川(加茂・岩倉)水防警報の町における通報系統図



3 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

府山城南土木事務所は、指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、水防警報を発表し、その警報事項等に関係機関に通知する。(水防法第16条)

(1) 水防警報の種別・内容と発表時期

	水防警報種別		
	準備	出動	解除
警報事項	水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの	水防団員の出動の必要性を示すもの	水防活動の終了を通知するもの

	流域の雨量及び対象水位観測所の水位		
発表時期	水防団待機水位に達したとき	氾濫注意水位に達したとき	氾濫注意水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき ※

- ※ 氾濫注意水位を上回る出水とならなかった場合の解除時期は、
 ア 水防団待機水位（指定水位）を下回り以降、水位上昇の見込みのないとき
 イ 気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 対象河川（指定周知河川）及び区域

町域で危機管理型水位計が整備され避難行動の目安となる水位が指定されている河川（指定周知河川）の区域は下表のとおりである。

河川名	区域		対象水位観測所							発表者
	起点	終点	名称	所在地	水防団待機（指定）水位 レベル1	氾濫注意（警戒）水位 レベル2	避難判断（警戒）水位 レベル3	氾濫危険（特別警戒）水位 レベル4	堤防高	
煤谷川	自衛隊前	木津川合流点	菱田	精華町菱田宮西22-2	0.70	1.30	1.30	1.70	4.23	府山城南土木事務所長
山田川	古川橋（府道奈良精華線）	木津川合流点	山田川	木津川市相楽下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90	

(3) 避難判断水位（警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

府山城南土木事務所は、水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（府ホームページ）等により一般に周知する。

また、通知をした場合、知事は、避難のための立退きの勧告等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

なお、避難判断水位（特別警戒水位）及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次設定又は指定を行う。

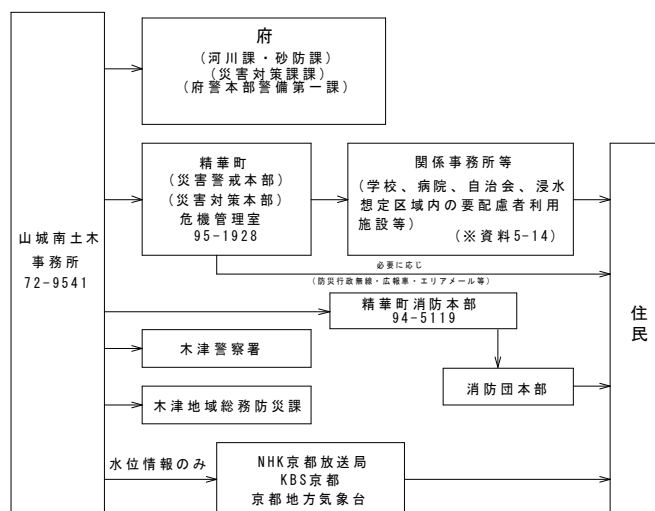
(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

府が発表する警報等の受報は資料4-9及び4-10の用紙によるものとし、町における連絡系統は、図のとおりである。

資料4-9 水防警報連絡用紙

資料4-10 避難判断水位（特別警戒水位）情報連絡用紙

図 水防警報（煤谷川・山田川）の町における連絡系統図



資料5-14 社会福祉施設一覧

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

浸水想定区域図が公表されている河川については、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。

(1) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ア 避難所については、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を指定し、ハザードマップに記載する。

イ 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難勧告等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう消防団、自治会等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(2) 避難行動要支援者利用施設名称及び所在地の明確化

浸水想定区域内の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地の把握の明確化に努める。

(3) 洪水予報等の伝達方式の確立

前記(2)に規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方式を定める。

資料 5-14 社会福祉施設一覧

第 3 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第 14 条の 2 に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

1 予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台が担当し、町の予報区は「精華町」である。

2 種類

水防活動用予報警報は表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種類	一般予報警報の種類
水防活動用気象警報	大雨警報（レベル 3）
水防活動用気象注意報	大雨注意報（レベル 2）
水防活動用洪水警報	洪水警報（レベル 3）
水防活動用洪水注意報	洪水注意報（レベル 2）

3 伝達

(1) 用紙

一般予報警報と同一の様式「資料 4-1 気象台が発表する情報様式」を使用する。

資料 4-1 気象台が発表する情報様式①

資料 4-2 気象台が発表する情報様式②

資料 4-3 気象台が発表する情報様式③

(2) 伝達系統及び方法

本章第 1 節 1. (4)による。

(3) 水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。

気象情報の伝達には、一般のものと同じの様式を使用し、伝達の手段及び経路については水防活動用予報警報の場合に準ずる。

気象情報の種類
台 風 情 報
大 雨 情 報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報
そ の 他 水 防 活 動 に 密 接 に 関 連 す る 情 報

第 4 節 火災気象通報

1 京都地方気象台が行う火災気象通報

消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は府に対し、火災気象通報を行う。

(1) 区域細分

火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用し、町は「京都府南部」に該当する。

(2) 火災気象通報の通報基準

ア 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、最大風速 7 m/s 以上の風が吹くとき。

イ 強風が吹き続くとき（平均風速が 12m/s 以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。

2 町が行う火災気象通報

(1) 火災警報

町長は、知事から強風注意報及び乾燥注意報の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令し（消防法第 22 条及び町火災予防条例施行規則第 20 条）、火災予防上必要な措置をとる。

なお、火災の予防上危険であると認める気象の状況は、次に掲げるとおりである。

ア 実効湿度 55%以下、最低湿度 35%以下で風速毎秒 7m 以上又は 7m 以上となる見込みのとき

イ 風速毎秒 12m 以上又は 12m 以上となる見込みのとき

(2) 火災注意報

消防長は、気象等の状況が次の各号の一に該当し、必要と認めたときは火災注意報を発令する。（町火災予防規程第 34 条）

ア 実効湿度が 60%以下で、最低湿度が 40%以下となる見込みのとき

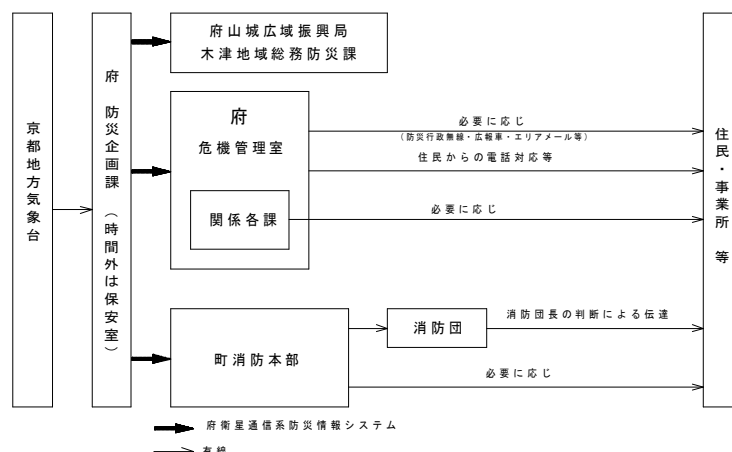
イ 風速が毎秒 7m 以上となる見込みのとき

ウ 京都地方気象台が、気象注意報又は気象警報を発したとき

エ 日々火災が多発しているとき

3 火災気象通報等の伝達

火災気象通報等の伝達系統及び手段は、以下とおりである。



第5節 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

1 区域細分

農業気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用し、町は「京都府南部」に該当する。

2 農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごとに定める。

3 農業気象通報の伝達

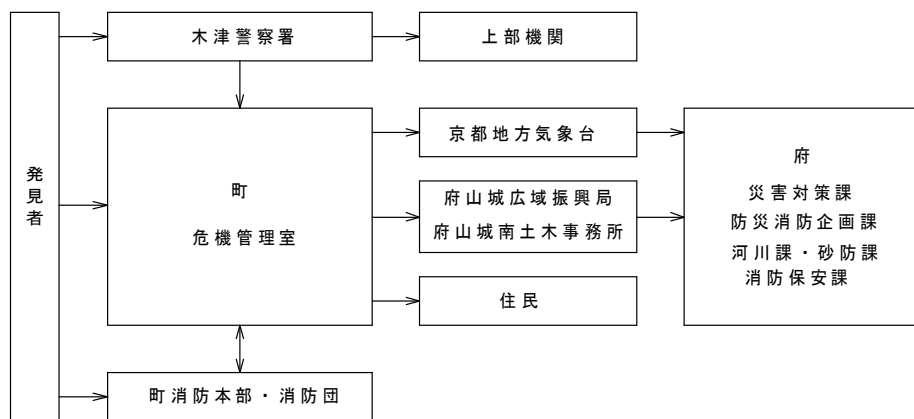
農業気象通報は、気象台の定形による様式で伝達される。定形化された気象情報は、該当の受報用紙を使用する。

町へは、京都地方気象台からの通報を、府防災・原子力安全課（時間外は保安室）を通じて伝達される。

第6節 異常現象発見時の措置

災害の発生するおそれがある異常な現象の発見にかかる通報伝達は、下図による。

図 異常気象通報連絡系統



第7節 予報、警報等の周知徹底

1 周知徹底の方法

予報警報を受報した機関は、第3編第4章「情報の収集・伝達計画」に定める方法によるとともに、必要な臨機の措置により災害の防止又は軽減に努める。

水防時には、関係者（機関）及び住民に対して、おおむね次の方法により周知徹底を図る。

- (1) 異常気象通報連絡系統により徹底する方法
- (2) 防災行政無線による方法
- (3) 防災・防犯情報メールによる方法
- (4) ラジオ放送、テレビ放送、CATVによる方法
- (5) マイク、広報車等による方法
- (6) サイレン、警鐘等による方法

2 通報連絡内容の略符号化

予報、警報等の通報連絡は迅速及び的確化を図るため、あらかじめモデル文例又は略符号を定めて実施するよう、システムの整備に努める。

資料 4-8 木津川下流 氾濫に関する情報

3 通報連絡体制の確立

伝達に携わる機関は、担当者の習熟を図るとともに、あらかじめ通報及び受報責任者を定め、受報用紙等の所在を明確にし、伝達上の行き違いや錯乱の未然防止に努め、迅速確実な伝達を確保するための体制の整備に常に努める。

- (1) 水防のため緊急を要する場合の通信は、水防法第27条第2項に定める一般公衆電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用するほか消防無線通信施設を活用して行う。

- (2) 通信施設途絶又は近距離連絡に備え災害対策車両、自動二輪車、汎用トラック、自転車及び徒歩伝令員を必要により配置し通信の欠落を防止する。

第8節 雨量・水位情報

1 町周辺の雨量及び水位観測所

町周辺には府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより府山城南土木事務所及び府河川課に自動的に送信され集約される。

また、国土交通省設置のテレメータ雨量観測所もあり、その観測結果は必要に応じ府との資料の交換がなされることになっている。

資料 5-4 町周辺の水位観測所・町周辺の雨量観測所

2 国・府の雨量・水位の観測と通報要領

(1) 雨量の観測及び通報

ア 雨量の観測

国が管理する水位観測所（通常水位系）は、加茂及び祝園に所在する。また、京都府が管理する「京都府雨量観測所（テレメーター）」は、町内では菱田に所在する。

イ 雨量の通報

国・府管理の雨量データは、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、雨量水位観測システムにより町に通報される。

ウ 障害時の通報

システムに障害が発生した場合には、以下の要領で電話等により通報する。

(ア) 通報の手段

a 電話による通報

通報例：「〇〇雨量観測所の〇時現在の時間雨量は〇〇mmです。総雨量は〇〇mmです。」

b F A Xによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

(イ) 通報の時期

毎正時

(ウ) 通報の中止

水防態勢を解いたとき

(2) 水位の観測及び通報

ア 水位の観測

国が管理する水位観測所（通常水位系）は、加茂及び祝園に所在する。また、京都府が管理する水位観測所（通常水位系）は、「京都府水位観測所テレメーター」は、町内では菱田（煤谷川）、山田川（山田川）に、「京都府河川防災カメラ」は北稻八間（調整池付近）に所在する。

イ 水位の通報

府からは、府管理の水位データを气象台及び河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより通報される。

ウ 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等の職員の現認等により河川の状況等を把握し、町に通報される。

(ア) 通報の手段

a 電話による通報

通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇. 〇〇mです。」

「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（氾濫注意水位）を上（下）回り、〇. 〇〇mです。（これで、通報を中止します。）」

b F A Xによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

(イ) 通報の時期

- 水防団待機水位又は、氾濫注意水位に達したとき
- 水防団待機水位に達してから水防団待機水位を下回るまでの間の毎正時ごと
- 水防団待機水位又は、氾濫注意水位を下回ったとき

- その他、必要と認められるとき
- (ウ) 通報の中止
 - 水防団待機水位を下回ったとき
 - 氾濫注意水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
 - 水防態勢を解いたとき

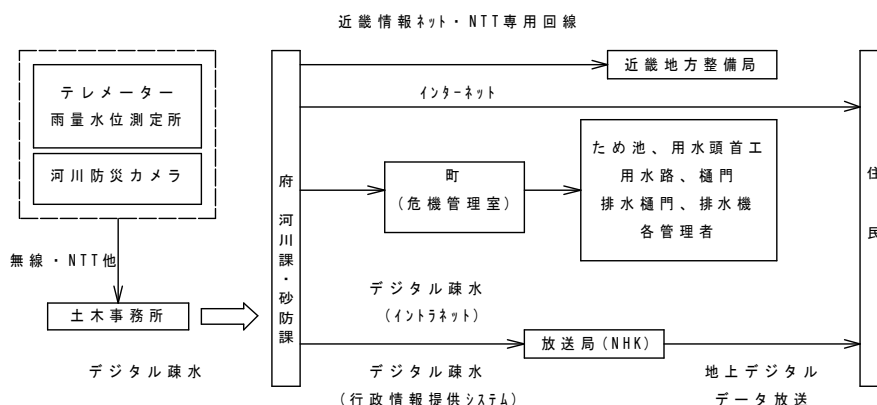
3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

国・府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータは、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット（淀川河川事務所・府ホームページ）、地上デジタルデータ放送、携帯電話等により公表される。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、河川情報システムによるものとする。

4 連絡系統

連絡系統及び手段を下図に示す。



第9節 府土砂災害警戒情報システムによる監視

1 土砂災害警戒情報の発表

町周辺において2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、町に対して土砂災害警戒情報を府と京都地方气象台が共同発表する。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方气象台から府防災対策課経由で町総務部危機管理室へ伝達される。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疎水ネットで町危機管理室及び土木事務所へ提供される。

3 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された場合町は、府砂防課から提供される1キロメッシュの補足情報を利活用して避難勧告等の参考資料とする。

4 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第29条に基づき国土交通省が、及び、同法第28条に基づき府が緊急調査を行う。

(2) 土砂災害緊急情報

国土交通省又は府は、土砂災害緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知する。

第3章 災害通信網整備計画

(危機管理室、関係各機関)

災害時には、通信の損傷等情報伝達手段に各種の被害が予想される。的確に被害状況を把握し、迅速に応急対策を図るため、多重化された効率的な情報伝達の経路やシステムを構築する必要がある。

ある。また、住民が避難を決心する手段としても情報システムは重要である。したがって、伝達手段として、通常の通信以外に防災行政無線、携帯電話、衛星を利用した電話、パソコン通信、インターネット、エリアメール、各種 SNS などの活用が考えられ、複数の情報連絡手段の整備を図る。

また、災害時の状況把握を迅速に進めるため、公共施設屋上のナンバーリングの整備、予防段階における被害予測、災害時の被害の状況を迅速に把握できるGIS（地理情報システム）の整備に努める。

なお、町が災害時における通信を円滑かつ迅速に行い、防災関係機関が非常通信に協力できるよう、町から府災害対策本部への通信連絡系統の確立、通信網及び通信施設の整備について必要な事項を定めるほか、非常通信協議会とも連携を図る。

第1節 災害通信施設の整備

1 有線電話の整備

災害時における災害対策本部と各関係機関との連絡については、必要に応じて臨時専用電話を設定するなど有線電話を有効に活用する。また、災害情報や復旧情報、安否情報などを直接電話により町に問い合わせや苦情が多く発生することが予想されるため、問い合わせ専用電話回線の確保を進める。

2 無線通信網の整備

災害時の無線通信として、町防災行政無線設備（同報系）等を活用とともに、防災行政無線、消防無線との連携を密にして、災害時における相互連絡体制の確保に努める。また、地域の孤立防止のため、小型無線電話機、可搬型無線機等の移動可能無線網の整備を進める。

3 防災通信網の整備

災害時には、屋外の災害現場や避難誘導現場での情報交換、避難所における被災者への情報提供に無線設備の活用が有効であるため、町内でのWiFi環境を整備して、インターネットの活用、エリアメール、各種 SNS 等、幅広い通信網の整備を図り通信システムの業務継続性を確保・強化する。

第2節 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取組を行う。

1 電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できるよう予備電源及び蓄電池を確保する。

2 自治体クラウドの推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保及び情報保全に努める。

第3節 防災行政無線・エリアメール・緊急速報メールの活用

住民に迅速に情報を伝達するため、防災行政無線、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用等、多様な情報伝達方法を確保する。

第4節 情報システムの運用

1 災害情報システムは、可能な限り近隣市町と共通するシステムで確立する。

2 近隣市町を結ぶ専用の通信システムの確立に向け、通信資機材の整備を図る。

3 町内の公共施設と災害対策本部をネット化した災害情報システムの構築する。

4 避難所運営に災害情報システムを利用することにより、災害対策本部と避難所要員との連携強化を図る。

5 災害時の情報システムを確保するため、書類様式の共通化を進めるとともに通信機材等の運用マニュアルを作成する。

6 関係者の機器の操作の習熟を図り、定期的に点検及び実践的通信訓練等を実施する。

第5節 災害用独立電源の整備

災害時、送電が停止した場合等に対処し、町役場庁内主要箇所へは独立電源が整備されているが、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する等、さらなる増強を図る。

なお、町役場庁内電話設備及び消防無線設備の電源については、停電の場合は自動的にそれぞれの非常用電源（自家発電）から電力が少なくとも3日間供給できるよう整備しているが、さら

に予備電源及び蓄電池を確保するとともに避難所等他の防災施設においても充実を図る。

第6節 非常通信経路による通信の確保

災害時に町から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、災害応急対策編第4章第4節「非常無線通信等の利用」のとおりである。

第7節 情報システムの安全対策

(西日本電信電話株式会社)

災害時においても対応できる情報設備基盤(通信設備、情報処理設備)の整備を図る。

西日本電信電話株式会社は、以下のような災害予防対策を実施している。町は、各種災害予防対策に協力を行う。

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- (1) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐火構造化を行う。
- (2) 洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、孤立防止無線回線の設備充実を図る。

- (1) 孤立防止対策用衛星電話機の整備充実
- (2) 移動無線網の拡充整備

ア 小型無線電話機の増備

イ 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル171」の周知

災害時において電話がつながりにくい状況下での有効な情報伝達手段として導入する「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」は、以下の方針で運用する。

なお、「災害用伝言ダイヤル171」は、“171”をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行い、「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」はインターネットを利用してNTT西日本のホームページにアクセスすることにより安否情報伝達等を行うものである。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (3) 被災地による安否確認が一段落後、被災地外から利用(登録)を可能とする。

第8節 日本放送協会の放送施設の活用

日本放送協会は、放送施設、局舎防災設備基準に基づき、おおむね次の事項について計画する。町は、各種災害予防対策に協力を行う。

- 1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2 消耗品、機材等の一定量常備(特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備)
- 3 無線中継状態の把握
- 4 移動無線機等の伝ぱん試験
- 5 交通路の調査

- 6 非常持出機器、書類の指定
- 7 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- 8 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- 9 その他必要と認められる事項

第9節 町域内の防災機関等の役割

無線を整備している町域内の防災関係機関は、町及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ適確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関する事
- 2 被害状況等の通信に関する事
- 3 応援もしくは支援要請に関する事
- 4 その他、災害に関し緊急を要する事

第4章 河川防災計画

(事業部、関係各機関)

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。国や府と連携しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、総合的な治水対策を一層推進することが必要である。このため町内の一級河川等の現況危険箇所等の除去を国、府に要請し、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努めるとともに、適正な維持管理を進め、水害の未然防止を図る。

また、町には、煤谷川をはじめ数多くの木津川に合流する河川が存在し、集中豪雨の発生により、いったん河川堤防が決壊すると、被害が大きく増幅されるため、内水排除対策を推進するとともに、堤防強化を関係機関に対して要請する。

一方、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、流域の流出抑制対策や各種ハザードマップの作成等のソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な水害対策を図る。

1 河川、排水路等の整備

都市化の進展に伴う雨水の流速・流出量の増大に対応するため、河川の改修及び排水路の新設又は改良を行う。また、河川は、火災時には消火用水として利用でき、河川そのものが防火帯としての役割も果たす。このため緊急時の生活用水としても利用でき、多機能に対応できるよう整備を図る。

なお、町内を流れる主な河川等は、「資料5-1 河川一覧」のとおりである。

資料5-1 河川一覧

(1) 河川改修事業

一級河川木津川及び煤谷川については、国及び府に対して、改修促進を強く要請していく。この際、特に、市街地において大きな影響が予想される河川については、重点的に改修を進めるよう、河川堤防の強化対策、河川区域内の立木伐開伐採及び内水排除対策の推進を国、府及び関係機関に要請する。

(2) 下水道（雨水）整備事業

市街地の抜本的な浸水解消を図るため、下水道（雨水）事業の積極的な導入を図り、主として幹線水路の整備を行う。当面は、雨水路線の整備を推進する。

(3) ため池等の強化

決壊した場合に被害が予測される防災重点ため池等については、ため池監視システムにより監視体制を強化する。

(4) 築堤河川の対策

東日本大震災及び府南部豪雨を教訓に、築堤河川等では、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、河川堤防の強化対策や水路橋など河川構造物について定期的な点検及び補修を行う。

(5) 河川、水路等の維持管理

町管理の河川施設を常に良好な状態に維持することで、河川の疎通能力を確保し、浸水被

害の未然防に努める。

2 樋管・樋門及び排水機場

高山ダムの放流に伴う木津川水位上昇時において、支流への逆流防止及び流域の内水排除を行い、災害防止に万全を期すため、樋管・樋門及び排水機場の適正な操作及び管理を行う。

(1) 排水施設の管理

排水樋門については、管理者は、出水時に閉鎖の操作が完全にできるよう常に点検を行い、損傷箇所を発見した場合は早急に改修する。また、管理者は、樋門及び建物などの施設の適切な管理を行う。

祝園ポンプ場及び下狛ポンプ場においては、管理者は出水時に閉鎖の操作が完全にできるよう常に点検及び調整を行う。また、ポンプ稼働に対しては、運転体制及び管理体制により行う。

資料 5-2 ポンプ場・樋門一覧

(2) 高山ダムの現状

目的	洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電	
管理者	水資源機構	
位置	相楽郡南山城村高尾	
河川名	淀川水系名張川	
規模	型式	アーチ重力式コンクリート
	堤高	67.0m
	総貯水容量	56,800,000 m ³
	計画高水量	3,400 m ³ /s
洪水調節	洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000 m ³ を利用してダム地点の計画高水流量3,400 m ³ /sを1,800 m ³ /sに調節する。	

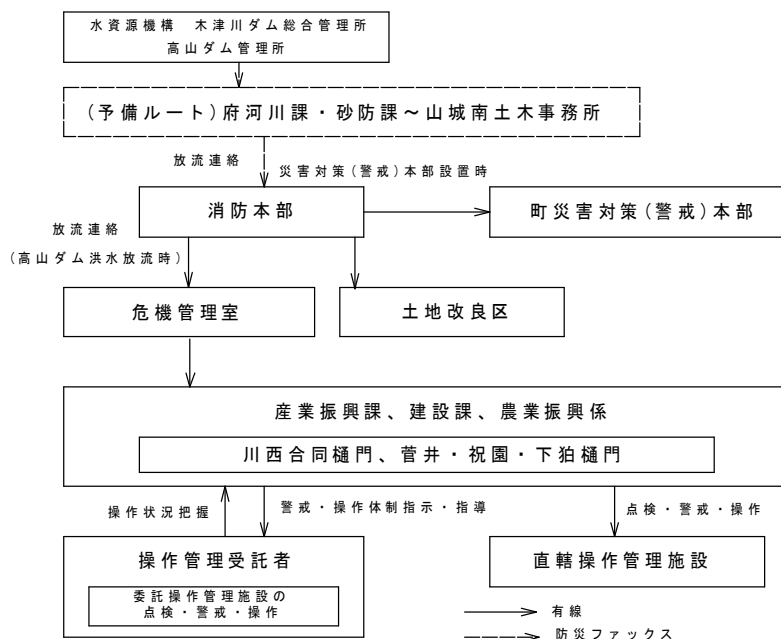
(3) 町における連絡系統

木津川の水位は、高山ダムの放流による影響が特に大きいので、水資源機構木津川ダム総合管理所と緊密な連絡をとり、放流等の通報を受け関係連絡先への通報を行い、災害防止に万全の措置を講じる。

淀川本川及び木津川の洪水を調整するため高山ダムから放流されるとき、木津川ダム総合管理所からの連絡系統は、次図のとおりである。受信については「資料 4-6 高山ダム放流連絡・受発信紙（様式第 14 号）」の用紙による。

資料 4-6 高山ダム放流連絡・受発信紙

図 高山ダム放流連絡系統図（町関係）



第5章 林地保全計画

(事業部、関係各機関)

町内の森林面積は、国有林約 228ha 及び私有林約 320ha を含む約 645ha で町総面積の約 25% を占めており、豪雨などによる山地災害を防止・軽減するため林地の保全対策の必要性が増大している。

治山事業は府により計画的に実施されており、その他、人家の裏山、道路や耕地に被害をおよぼす山林の小規模な事業についても合わせて施行し、生活環境の保全及び地域の防災施設の計画的な整備をすすめるとともに、荒廃により災害の原因となる恐れがある森林については要適正管理森林の指定を行い、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の雨水貯留浸透機能を有する森林（里山林）として保全管理に努める。

第6章 砂防関係事業計画

(事業部、関係各機関)

土石流等の発生を防止し、下流域を含めた災害を防除するための治山施設及び砂防設備等の整備・促進について定める。

1 土石流対策

現在、下狛地区に特別警戒区域 1 箇所、警戒区域 2 箇所が、山田地区に警戒区域 1 箇所が指定されている。土石流からこれら地区の人命・財産を守るため、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配 15° 以上）がある場合、総合的な調査を行い、危険区域に対して土砂災害監視システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。また、砂防堰堤等の整備が必要な場合について府に要請し、特に保全対象人家が 5 戸以上または道路等の公共施設や、集会所等の施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

- (1) 土石流危険溪流に指定されている溪流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。
- (2) 土砂災害警戒情報システムの情報を活用し、土石流に対する警戒避難体制を充実する。
- (3) 防災マップ、パンフレットの住民への配布等により、土石流危険溪流の周知徹底、防災知識の普及を行う。
- (4) 土石流危険溪流付近の住民を中心に、土石流危険溪流ごとの情報連絡体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の警戒避難方法の周知に努める。
- (5) 土石流危険溪流以外についても、調査及びパトロールを実施し、現状把握に努める。

資料 3-4 風水害に関する用語

資料 5-6 土砂災害危険箇所図

2 地すべり対策

地すべりは地中の粘土質等をすべり面として土塊が滑り落ちる現象で、一見ただけでは山崩れとは判断しがたいが、最初は緩慢な活動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊をするもので、主な原因は地下水に起因しているのが特徴である。町内における土砂災害警戒区域としては東畑地区に 1 箇所、乾谷地区に 1 箇所、指定されている。

土砂災害警戒区の地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を府に要請して、町内の地すべりの特性に合致した対策工を施工する。また、地すべり危険箇所について、地元住民への周知を図る。

昭和 47 年指定分については、対策として地下水の排水工と擁壁、合掌樫による抑止工が完了しているが、今後も観察し、必要があれば対策を検討するよう府に要請する。また、追加指定分についても、今後観察をしながら対策を検討するよう府に要請する。

- (1) 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- (2) 地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進し、特に保全対象人家が 10 戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

- (3) 地すべりと地下水・地表水との関連の調査に努め、必要ある場合は、地下水・地表水を排水するための集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等の措置を行う。
- (4) 地すべりの兆候を発見した場合、府と連携し、地すべりを抑止するための擁壁工、杭工等を施工する。
- (5) 地すべり危険箇所等の把握や予・警報機器の整備及び警戒避難体制の整備の指導を行う。

資料 3-4 風水害に関する用語

資料 5-6 土砂災害危険箇所図

3 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日制定)に基づき急傾斜地崩壊危険区域について調査検討の上、知事が指定した土砂災害警戒区域が、下粕地区に5箇所、南稲八妻地区に4箇所、東畑地区に17箇所、柘榴地区に7箇所、乾谷地区に7箇所、菱田地区に2箇所、山田地区に10箇所、北稲八間地区に8箇所存在する。平時からこれらの現況を確認し、崩壊の兆候や現に崩壊している現場を発見した場合には、直ちに府と調整する。

(1) 区域の指定及び指定基準

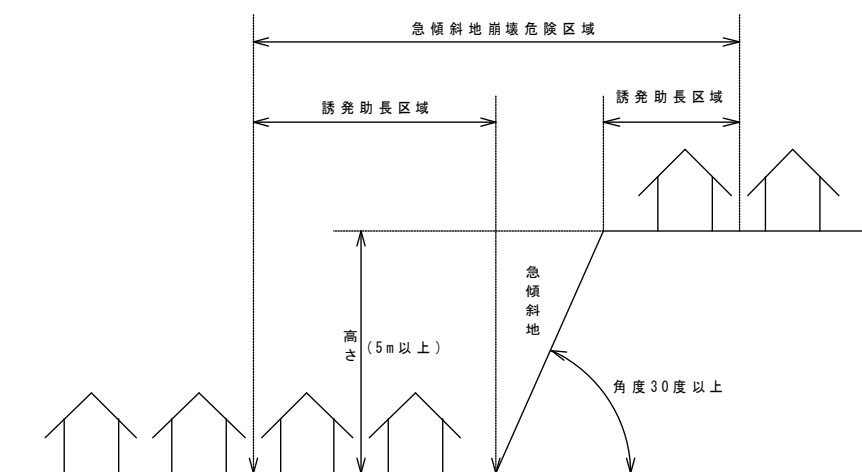
ア 区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を、府知事が町長の意見を聴取して急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

イ 指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5m以上の崖で崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上ある地域又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地域。

図 急傾斜地崩壊危険区域指定基準



(2) 規制内容

次の行為について、府知事の許可を必要とする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該危険区域の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為についてはこの限りではない。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ のり切、切土、掘さく又は盛土
- エ 立木竹の伐採
- オ 木竹の滑下げ又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積
- キ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令の定めるもの

(3) 崩壊防止工事の実施及び採択基準の概要

ア 工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を施行することが困難又は不相当と認められる場合に、府が実施する。

イ 採択基準

- (ア) 急傾斜地の高さが 10m（人家等に被害があったものについては 5m）以上あること。
- (イ) 移転適地がないこと。
- (ウ) 人家おおむね 10 戸（当該年発生風水害、震災等により急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば時期降雨等により被害が拡大するおそれのある場合、人家 5 戸以上、または重要公共施設）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあること。

(4) 指定区域の警戒避難体制の確立

急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、自治会等と連携し、この計画に基づき情報の収集伝達を行い、急傾斜地の崩壊による災害を防止するための警戒避難体制を確立する。また、急傾斜地崩壊危険箇所について地元住民への周知を図る。

ア 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質、被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無を調べる。

イ 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。

ウ 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊対策事業を推進する。

エ 危険区域ごとに、豪雨及び地震予・警報等についての情報の収集及び伝達体制を確立する。

(5) 警戒避難計画の策定

今後において区域指定された急傾斜地及び著しく崩壊のおそれのある急傾斜地に対しては関係各課で警戒避難計画を定め、災害時の被害の軽減に努める。

4 土砂災害警戒区域等における対策

町は、府や地域住民等と連携して、土砂災害から人命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号：以下、土砂災害防止法という）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備等の対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報システム

府と京都地方気象台により、土砂災害警戒情報が発表される。また、土砂災害警戒情報システムを活用する。

ア 土砂災害警戒情報

府と京都地方気象台が、大雨による土砂災害のおそれがあるときに、市町村の避難準備・勧告等の判断や自主避難の目安の一つとなるよう発表するもので、市町村とともに、報道機関を通じて地域住民にも伝達される。

イ 土砂災害警戒情報システム

本システムは気象台による精度の高い降水予測（解析雨量）と、府の作成した 1km メッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

ウ 町への情報提供

府は、町に対して、府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されている PC メール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯 Web で発信を行う。

(2) 事業計画

土砂災害防止法第 7 条の規定に基づき、知事により警戒区域の指定を受けた区域については、土砂災害警戒区域における警戒避難対策を以下により確立し、地域住民の安全を確保するとともに、土砂災害ハザードマップ等の作成・配布により、住民に対し危険区域、土砂災害に関する情報、情報の発令基準及び伝達方法、自主避難所、指定緊急避難場所等を周知する。

なお、災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備のため保安林として指定されてい

る区域、地滑り防止区域、降水や出水によるがけ崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。また、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設は災害リスクの少ない地域への立地を進めるよう努める。

ア 土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒区域内にある自治会等及び要配慮者利用施設については、地域住民及び要配慮者の迅速な避難をめざし、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を町から各自治会等の責任者及び要配慮者利用施設管理者に伝達する体制を確立する。伝達方法は「初動期対応マニュアル」の「大雨、洪水等の警報発令がみこまれるとき」に準じる。

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域にある住民の土砂災害時における自主避難所、指定緊急避難場所及び指定避難所を予め指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導體制については、自治会等と協議しつつ順次定める。

(3) 協力体制の充実

ア パトロール等の実施体制の整備

町は府と連携し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災パトロール等を行い、危険箇所の状況を常に把握できる体制とし、当該箇所等に変化が見られた場合、直ちに専門家の診断等を受ける体制を整備する。また、土砂災害危険箇所等の周辺の消防団、自治会等に対しては、土砂災害の前兆現象等の異常現象を発見した場合、直ちに、通報する体制を整備する。

イ 住民への周知

町は、平常時より土砂災害危険箇所等を示したハザードマップ等を作成、配布するとともに、土砂災害危険箇所等の区域内に要配慮者利用施設がある場合は、地域住民、施設の管理者等に文書等により周知する。

ウ 応急対策の協力依頼

応急措置及び応急対策活動に必要な人員、資材の確保等に関し、緊急時に即応できる体制を整備する。

資料 1-11 災害発生時における緊急対応に関する協定書
資料 5-7 土砂災害警戒区域指定箇所一覧

第7章 農業施設防災計画

(事業部、ため池管理者等)

農業施設のなかでも、ため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、重点的に順次補強事業を実施するとともに、監視、管理及び保全指導の徹底を期す必要がある。近年異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、国の国土強靱化政策を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、ため池監視システムの導入等の施設整備を実施する。

1 自然災害対策

町の主なため池は、「資料 5-8 ため池一覧」のとおりであるが、防災重点ため池については、改修及び監視・管理体制等の強化を図る。

資料 5-8 ため池一覧

(1) 行政による補助

ア 国庫補助事業並びに府単費補助事業等により、防災重点ため池その他の施設の補強整備に努める。

イ 台帳整備と保守管理の徹底、町内における各ため池の情報等を記載したため池台帳を整備し、地域の防災対策等に役立てる。また、平常時における保守点検及び維持管理の指導をため池管理者に対して徹底する。

ウ 点検調査及び防災対策工事の実施を定めている「防災重点ため池」に重点を置きたため池監視システムによる継続的監視を行い、ため池管理者に対して注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導に努める。

(2) 町、土地改良区及び農業用施設管理団体における計画事項

ア ため池

- (ア) 巡視による異常事態の早期発見と通報、連絡体制の充実、草刈りの励行
- (イ) ため池監視システムによる継続監視
- (ウ) 斜樋、底樋の排水体制の点検整備
- (エ) 堤体の応急補強と通行規制
- (オ) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- (カ) 不用貯水の排除及び事前放流

イ 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落し方式のものを含む。）の整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないようまた、取水ゲートから河水が堤内地に流入しないよう措置を講じる。

ウ 用排水路

- (ア) しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- (イ) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を的確に行う。

エ ポンプ

- (ア) 原動機ポンプ及び附帯設備の点検、整備、試運転を行い非常時に備える。
- (イ) ディーゼル機関の燃料の確保、保管
- (ウ) 浸水するおそれのある揚水ポンプ用原動機の格納
- (エ) 揚水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

オ 農道

路面の補修、側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

2 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視、点検調査を実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし、積極的な協力を呼びかける。

3 農道等の確保・整備

農業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道等の確保・整備を推進する。

4 農地保全のための地すべり対策

地すべりにより農地等が流亡・埋没する恐れのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する。

第8章 内水対策計画

（事業部）

町域の東部を流れる木津川は、縦断勾配のゆるやかな築堤河川となっている。川沿いの低平地には古くから水田が開けて農村集落が形成されていたが、戦後の高度成長期には新興住宅地として急速に市街化が進んだ地域もある。

これら低平地の多くは、大河川の増水時には地盤高が河川水位よりも低く、内水による浸水被害を軽減するための総合的な内水対策が必要である。

町は、下粕ポンプ場及び祝園ポンプ場の安定的稼働施策に努めるとともに、煤谷川の府担当水域（自衛隊正門から下流）河川整備について共働してまた、雨水路の整備等の対策により浸水対策を着実に実施する。

第9章 道路及び橋梁対策計画

（事業部、関係各機関）

道路、橋梁は、住民の日常生活や生産活動を支える輸送等の交通の機能だけでなく、災害時には、救援・救護、消防活動、避難、災害医療等の動脈となり、また火災の延焼を防止する延焼遮断帯となるなど、多様な機能を有している。したがって、災害によって道路、橋梁等が損壊した場合、与える影響が大きいと、それらの整備及び耐震性強化を平常時から推進することは重要であり、国の国土強靱政策を積極的に活用する。

1 道路及び橋梁の維持補修

平素から災害に備え、道路、橋梁等の被害を未然に防止し、又は被害の誘因となるものを排除する等、常に維持補修に努め、災害時にその機能が低下しないように整備を図る。また、町道の橋梁については、メンテナンスサイクルを確立し、計画的に補修を行い施設の適切な維持・管理を行う。

2 道路改良事業等による根本的対策

- (1) 国や府の道路整備計画に合わせ、町の道路整備事業などによる道路の新設等の推進を図るとともに、既設町道の未着工改良区間については、道路整備計画に基づいて道路改良に努め、機能の強化を図る。
- (2) 一つの道路が災害によって交通不能となった場合のう回路又はバイパスとして適当な道路の改良を行う。

3 災害発生前の緊急予防対策

- (1) 道路の路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こったときやその可能性があるときと認められたときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行止め標識を設置する。
- (2) 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、臨機に必要な措置を行う。
- (3) 流失のおそれ又は流水を阻害して付近に溢水をおよぼすおそれのある橋梁等を保全又は改善するため、橋脚の塵埃排除及び補修、橋台、石積等の補強及び改良などを行う。
- (4) 冠水するおそれのある道路及び冠水によって民家に浸水を来たすおそれのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため、排水対策を推進する。

資料 5-24 道路状況図、緊急輸送道路一覧

4 緊急輸送道路の整備

府地域防災計画において、緊急輸送道路ネットワーク計画の推進が位置づけられており、緊急輸送道路である京奈和自動車道、国道 163 号、主要地方道府道奈良精華線、山手幹線、八幡木津線、生駒精華線及び指定緊急避難場所への主要アクセス道路については、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関とも調整を図り、道路整備、災害防止などに努める。

資料 5-24 道路状況図、緊急輸送道路一覧

5 自転車道

異常気象時における一般道路の通行規制区域ではないが、自転車道（京都八幡木津自転車道）において、木津川の水位が上昇した場合は、開橋前後の区間において通行禁止の措置をとる。

通行制限水位は、国土交通省の木津川加茂テレメータで、-1.00m である。テレホンサービス（0774-76-3942）で確認のこと。上記水位を電話で確認の後、-1.00m を越えれば、山城南土木事務所では施錠し通行禁止とする。

第 10 章 防災営農対策計画

（事業部、関係各機関）

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の推進と、防災的見地からの営農指導を行う。なお、各作物別、災害別の予防対策は、府地域防災計画の防災営農対策計画による。

1 風水害予防対策

町の農作物は、水稻、野菜、果樹等であり、それぞれの風水害の予防対策を計画的に推進する。

- (1) ビニールハウス等園芸施設については、倒壊等を防止するため、支柱等により施設を補強する。
- (2) 農作物については、倒伏しないように支柱等で補強し、また、早めに収穫するなどの対策を講じる。
- (3) 圃場については、畦畔を補強し、水路を清掃する等の対策を講じる。

2 晩霜と低温障害予防対策

町の農作物について、それぞれ晩霜と低温障害の予防対策を計画的に推進する。

3 干害予防対策

町の農作物に干害発生のおそれのある場合、その予防対策を計画的に推進する。

- (1) 土地改良区及び農業水利団体（組合）は、干害発生が予想される前に各農業水利施設の点検を行い、機能低下の無いことを確認し、漏水損失等の無いよう水利施設の整備、補修を行う。
- (2) 干害発生のおそれのある場合、用水の利用を最も有効に使用方法により節水を行い、干害の未然防止に万全を期す。
- (3) 農作物については、敷草を施すなどして乾燥を防ぎ、また干ばつにより病気が発生するおそれがある場合は、薬剤散布を行うなどして予防を行う。

第11章 造成地災害対策計画

（事業部、関係各機関）

造成地での災害を予防する。

1 宅地造成等による災害の防止

町周辺部における大規模な宅地造成に伴い、崖崩れ、造成地の土砂流出等の災害が予測される事情をかんがみ、これらの地域に対し、法に定める技術基準の確保が図れるよう、災害防止上必要な対策及び指導、巡視点検を強化する。

(1) 開発行為に関する規制

都市計画法に基づき、町域を「市街化区域」及び「市街化調整区域」に区分する都市計画が昭和46年12月28日に告示されたことに伴い、市街化区域では、500㎡以上の規模の開発行為は知事の許可を要することとし、また、市街化調整区域では原則として開発行為を禁止することにより、災害防止及び環境整備等を強力に推し進める。

(2) 町宅地開発事業に関する指導要綱

町では、街づくりの基本構想である「人を育み未来をひらく学研都市精華町」の実現を図るため、宅地開発事業に関する指導要綱に基づき指導を実施している。これは無秩序な市街化を防止するとともに、災害の防止及び緑地、文化財等保全を必要とする区域を確保し、公益用地、道路、公園、水道及び交通施設等の都市施設を整備し、良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の発現を図ろうとするものである。

なお、500㎡未満の開発行為に対しては、宅地開発事業に関する指導要綱を準用した「小規模宅地開発等に関する指導要綱」に基づき指導を実施している。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

災害により、宅地（擁壁、法面等を含む。）が、大規模かつ広範に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、京都府が行う「被災宅地危険度判定士」の養成に協力する。また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう、京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備に基づく運用性の向上を図る。

第12章 建築物防災計画

（危機管理室、事業部）

町民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策にあわせて、大規模自然災害発生時に機能を十分発揮できるよう、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的に適切な維持管理を行うとともに、庁舎をはじめとする町管理の公共施設の長寿命化を推進する。推進にあつては、国の住宅市街地総合整備事業助成及び優良建築物等整備事業助成を積極的に活用する。

1 公共建築物対策

(1) 避難施設等の機能の確保

緊急時において、地域防災拠点もしくは避難施設として使われる公共施設については、施設の有する防災上の目的に応じて機能の確保を図る。特に新築時は、その使用目的、構造特性等による防災計画を考慮した設計を行い、適正な工事施工を行うとともに、多数の住民が利用する建築物については、より安全性をもった設計や建設を行うよう指導する。また、建築後定期的に検査を行い、防災上の有用性の観点から、必要に応じて改修を実施する。この際、国の国土強靱化政策を積極的に活用する。

(2) 既存施設の対策

既存建築物については、適切な維持保全を行うとともに、防災諸計画の改定に伴い、防災上の機能を強化するよう改修の促進に努める。

(3) 町営住宅等の活用

多数の避難者の生活を安定させるため、町営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保するとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退きの基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居できる体制を整備する。

2 民間建築物対策

民間建築物の防災対策としては、新築時では、現行の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合させることを基本とする。また、都市の不燃化及び安全性を向上する建築物の建築促進を図るため、共同住宅等においては特に住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号）による融資制度の活用等により、耐火建築物、準耐火建築物とするよう誘導する。

(1) 多数の住民が利用する建築物

- ア 建築基準法第 12 条の規定に基づく定期調査報告の活用により、建築物の定期調査を促進し、防災性能の向上を図る。
- イ 発災時には、多大な被害の発生が予想されるため、計画段階から適切な設計、工事を指導する。また、建築物の定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。

(2) 個人住宅等その他の建築物

個人住宅等その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、以下の対策を進める。

- ア 建築関係団体の協力を得て、耐震相談窓口を設置するとともに、住民への広報やフォーラム等による制度周知を実施し、耐震設計や耐震診断、改修及びブロック塀の安全性確保について、普及・啓発活動を行う。
- イ 宅地防災工事融資の活用

府から、宅地の土砂の流出などの災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた者に対し、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置(旧擁壁の除去含む)の工事のため、独立行政法人住宅金融支援機構からの融資の積極的な活用を促す。

(ア) 対象者

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた者

(イ) 概要

融資限度額 1190 万円
償還期間 20 年以内

ウ 地すべり等関連住宅融資の活用

地滑りや急傾斜地の崩壊により被害を受ける恐れのある家屋の移転、代替住宅建設、購入する場合、独立行政法人住宅金融支援機構からの融資の積極的活用を促す。

(ア) 対象者

関連事業計画または勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、府から移転等を要することの証明書の発行を受けた者

(イ) 概要

- a 融資対象住宅 地すべり関連住宅 土砂災害関連住宅 密集市街地関連住宅
- b 融資限度額
建設 1680 万円(移転又は建設) 970 万円(土地取得) 購入 2650 万円
- c 返済期間 35 年

3 木造住宅等の対策

建築物単体の防災対策として耐震診断を促進する。

4 建築物防災対策体制の整備

町関係部局、府内特定行政庁、建築関係団体等との協力・連携により建築物防災対策体制の強化を図る。

第 13 章 文化財災害予防計画

(教育部)

本節では、町内に存在する国・府指定等の文化財建造物について、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」(平成 8 年 1 月 17 日策定)に基づいて、所有者等に防災施設等の充実について指導助言を行う。

資料 5-23 文化財一覧

1 危険箇所の調査

危険箇所を調査し、防災性の強化を図る。

2 文化財保護対策

- (1) 所有者等の意向を踏まえながら、自動火災報知設備、消火設備、避雷針などの総合的な防災設備の設置に努める。
- (2) 発災時には、水道が使用不能になるおそれもあり、万一の火災に備えて防火水槽等の整備とともに、自衛消防施設の充実をうながす。
- (3) 文化財の所有者又は管理団体に対する防災の組織、災害時における防災の方法等文化財の防災措置の指導を徹底する。
- (4) 災害時における文化財の避難、搬出について施設に応じた詳細な計画及びマニュアル作成、消防訓練の指導等を行う。
- (5) 災害により万一被害を受けた場合に、復元、修復等がスムーズに行われるよう、ビデオ、映画、写真などの方法を用いて、現状の文化財の調査及び映像の保存を進める。
- (6) 文化財防火デー等の行事に種々の訓練を行う。
- (7) 消防本部と文化財の防火に関係ある機関との連絡、協力体制を確立する。
- (8) 町は、災害に備えて古文書等の専門的職員を配置するとともに、公文書等を管理するなど、知的財産を保全する。

3 補助金及び融資の活用

(1) 補助金

防災事業等については、国指定文化財に対して国庫補助金や「京都府文化財保存費補助金」、府指定・登録文化財等に対して、「京都府指定・登録文化財等補助金」、町指定文化財やその他貴重な文化財に対して「京都府社寺等文化資料保全補助金」や「精華町文化財補助金」といった補助制度がある。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針などの設置や修理、保守・点検等の事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

(2) 融資

公益財団法人京都文化財団(文化財保護基金室)の行う融資制度

長期 最長 10 年償還等

融資対象は補助金事業に準ずる。

第 14 章 危険物等保安計画

(消防本部、関係機関)

危険物、高圧ガス及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止する。

1 危険物の予防対策

(1) 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設(製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。)は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状であるため、以下の対策を図る。

ア 危険物製造所等が消防法第 10 条第 4 項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。

- イ 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
 - ウ 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において行政指導を実施する。
 - エ 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。
- (2) 危険物取扱者制度の効果的な運用
- 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、とともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導するとともに、保安講習未受験者に対し保安講習の受講について指導する。
- 2 高圧ガス対策
- (1) 保安管理体制の確立
- 緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速、かつ、的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。
- また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。
- (2) 製造施設等の整備改善
- 製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持を図る。
- (3) 火災に対する予防
- 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。
- (4) 保安指導
- ア 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期的に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導する。
- イ 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図り、防災対策に努める。
- ウ 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。
- 3 原子力以外の放射性物質対策
- (1) 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図る。
- (2) (1)に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の協力を図る。

第15章 消防及び水防計画

(消防本部(団))

消防法に定める対象物に対する防火管理制度と消防用設備等の設置並びに町火災予防条例に基づき、火災予防及び水防諸活動を実施して、住民の生命と財産を火災及び水害から守る。

第1節 消防計画

- 1 予防査察計画
- (1) 定期予防査察
 - (2) 随時予防査察
 - (3) 特別予防査察
- 防火管理者を置く対象物又はこれに準ずる防火対象物を年間を通じて定期的に予防査察を実施し、特に必要と認められた対象物は臨時、特別の査察を実施する。
- 2 講習

- (1) 毎年1回、甲種防火管理者の講習会を実施する。
- (2) 工場、事業所等に対して適時、防火講話、座談会を開く。

3 火災予防の広報活動

春秋の全国一斉火災予防運動期間中及び毎月1日の火災予防デー又は計画によるもの及び異常気象時には、広報車、消防車を利用して町内全域を巡回広報する。

また、住宅用火災警報器設置の啓発・促進を図る。

4 消防施設整備強化

(1) 署 所

ア 都市規模の拡大化と市街地形成の促進により消防機構や防災体制は、必然的に変化し充実させなければならないものであり、団地の成形されていく地域に対する早期出動態勢を確立しなければならない。

イ 広範囲にわたる予防消防の充実を期するため、徹底した火災予防にあたるため消防職員の資質向上に努める。

(2) 消防用機械器具

ア 消防力の整備指針に基づき機械力の充実を図るため、消防ポンプ自動車の増強と特殊火災に対処するための車両等の導入に努める。

イ 災害現場活動を容易にするため通信連絡網の充実に努める。

ウ 老朽した消防機械及びその他機器の更新整備を図る。

(3) 消防水利

消防水利の大部分を占める消火栓は、水害による水道管の水没等により全く機能しなくなる事態の発生が予測されるため、災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進める。

市街化の進展状況や火災危険度等を勘案し、耐震性防火水槽の整備を図るとともに雨水貯留施設の活用や、河川、プール、池等の多様な消防水利の利用も推進する。

(4) 自然水利の活用

プールの水、河川、井戸及び池等の多様な消防水利の利用を推進する。

資料 5-9 消防機器材配置状況

5 出火の防止

発災直後の出火を可能な限り低減させるため、平常時から以下のことについて、徹底を図る。

(1) 出火防止に対する意識の強化

ア 災害直後に、火の元の確認やブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖など、出火防止のための処理を行うことの必要性の意識づけを図る。

イ 電気、ガス、ストーブ等の近くにある可燃物の除去の励行を図る。

(2) 漏電火災の防止

災害後の通電によって、スイッチの入ったままの電気器具により火災が発生することから、製造者に災害直後にブレーカーが自動的に切れる装置の普及を求める。

(3) 火気使用設備・器具の安全化

ア 石油ストーブ、ボイラー等の火気使用設備・器具の耐震安全装置、住宅用消火器の普及と啓発に努める。

イ 使用者に設備・器具の適切な維持管理、住宅用防災警報機（住宅用火災警報器）の設置を啓発する。

(4) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を製造及び保管する製造業、工場、卸売業、学校、病院、研究所等の施設に対し、以下の項目の指導を図る。

ア 容器の落下防止、保管棚等の固定化、混合混触防止のための薬品の隔離保管等

イ 危険性の高い化学薬品の性状、潜在危険性、緊急時の措置など防災意識の啓発

ウ 災害時の防災マニュアルの作成と定期的な防災訓練の実施

6 消火体制の強化

火災や災害の発生に対し、消火、被災者の救出、住民の安否確認、必要な避難誘導は、地域に密着した消防団の活動に負うところが大きい。特に、初期消火は非常に重要であり、延焼拡大を防ぐうえでも、消防本部と消防団が一致協力して消火にあたることが求められている。また、

道路の交通障害などで消防車等による消火活動が困難な事態も予想されるため、住民による初期消火活動も、きわめて大切である。

(1) 住民の消火活動の条件整備

- ア 住民が手軽に使用できる消火器や消火バケツの配備を充実する。
- イ 消防団と自治会等との連携を強化する。
- ウ 地域の防災組織として、自主防災組織の強化とともに、防災体制の強化を図る。
- エ 住民一人ひとりが初期消火を実施できるよう、あらゆる機会をとらえ機器の使用の習熟も含め、初期消火訓練や意識啓発を行う。
- オ 防火対象物に設置されている消防用施設等については、耐震性の強化など地震時の機能確保を指導する。

(2) 消防団の強化

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているが、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、全国的に団員数が減少する中で長期的に消防団員を確保する必要がある。

今後も地域における消防団活動の一層の充実を図るため、青少年層や女性への積極的な参加の促進を図る。また、自治会等と連携を強化するなど、消火体制に万全を期す。

- ア 消防団員の確保など組織の強化を図り、訓練を充実させる。
- イ 消防団のリーダーへの携帯用無線機等を充実させ、情報連絡体制の整備を図る。
- ウ 消防団積載車及び多機能消防車両の配備など災害能力の向上
- エ 機能別分団の導入に努める。
- オ 各地域の要所である消防団詰所で、老朽化した建物の改築を早急に促進する。
- カ 消防団協力事業所表示制度など企業協力の促進

(3) 町内の消防体制の強化及び連携の推進

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、また、消防学校等による消防職・団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OBの活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを府と連携して進めるとともに、実践的な訓練を採り入れ、消防団の機能強化を図る。

7 火災の拡大防止

住宅密集地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大するおそれがあるため、火災の拡大を防止するうえで、相互応援協定の締結、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

- (1) 都市構造や災害様態の変化に応じた適正な消防力の整備・増強を図る。
- (2) 地震時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、有効な資器材等の開発研究を進めるとともに整備を行う。

8 災害防御調査の実施

町は、災害に対して適切な防御活動を行うことができるよう、消防本部と共同して、定期または随時に消防地理、消防水利及び災害危険区域を調査する。

(1) 消防地理調査

消防活動をするための地形、建物、道路、河川等の状況の変化について、定期的に調査を実施し、この結果に基づいて消防本部の配備を行う。

(2) 消防水利調査

管内の消火活動に必要な消火栓、貯水池等の消防水利の状況の変化について定期的に調査を実施する。

(3) 災害危険区域等の調査

木造建物密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス、山崩れ、崖崩れ発生予想箇所等、災害発生に際し、拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層建物、大型木造建物等の特殊建物について調査し、これらの地域及び建物を災害危険区域(又は重要区域)に指定し、定期又は随時に立入検査を行い、態様の変化を把握する。

第2節 水防上必要な諸活動等の計画

水防上必要な諸活動の大綱は、水防法第32条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、町域内の水防上必要な諸活動について示す。

1 水防責任と水防事情

(1) 水防責任

水防管理団体たる町は水防の第一次の責任者であるため、町は水防法の定めるところに従い水防組織を整備し水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等を率先して実施する。

(2) 水防事情

近年宅地開発により降雨を貯溜していた山林、農地が少なくなり、河川水路への出水を早め、溢水、氾濫、破堤の懸念があり、災害が発生する危険性が高まっている。このような状況から毎年水防に課せられた使命が非常に大きいことを自覚し、現状における水防業務には水防組織の総力をもって対処して被害を最小限度に抑制し、社会秩序を保持するよう努めなければならない。また、水防業務は水防組織の力だけでは十分でないため、住民の自発的協力を得て万全を期す。

2 水防組織の平常時における活動

(1) 水防事務の分掌

水防業務を処理する水防団は、消防団が兼務するものとし、消防本部にあつては精華町水防活動規程第6条により、消防小隊を水防小隊に編成替えし、その総務は、平常時においても次の事務分掌を担当する。

ア 水防に関する広報及び諸情報の収集並びに連絡、報告に関すること。

イ 水害予防対策の調査研究に関すること。

ウ 水防関係機関との連絡に関すること。

エ 水防施設及び資材の整備点検に関すること。

オ 水防業務の研究、教養指導に関すること。

(2) 平常時における水防

ア 水防管理者は、巡視員を定め、資料編に示す「重要水防区域」及び「町域で指定された河川」について、随時巡視を行い、水防上危険な状況がないかどうかの点検を行う。異常等が発見された場合は、当該施設管理者に連絡し、必要な措置を求める。

イ ため池、樋門等の管理者は、予め監視連絡員を定め、特に雨期前樋門又は余水はけ施設の点検を厳重に行い、出水時の操作上の支障排除に努める。

資料 5-5 重要水防区域一覧

資料 5-1 河川一覧

(3) 輸送の確保

水防時出水地域の人命救出作業、資材の運搬や緊急連絡用として必要なトラック等車両について、借上げ計画を作成しておく。

(4) 水防訓練

水防時における防ぎょ活動の迅速的確を期すため、年1回以上、水防訓練を行う。

3 水防用資器材等の備蓄

(1) 水防倉庫

ア 水防倉庫は、水防用資器材を備蓄するもので、小河川においては必要な箇所、直轄河川においては堤防延長4km毎に1箇所とする。

イ 大きさは19.8㎡を標準とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のない場合は、堤防内法肩その他支障のない箇所に設置する。

エ 町内に設置の水防倉庫は、資料5-12のとおりである。

なお、府水防倉庫は、山城南土木事務所内に設置されている。

資料 5-12 水防倉庫及び水防用資器材備蓄数量一覧

(2) 器材及び資材

水防資器材の整備充実については、京都府水防用設備資器材器具備蓄基準に基づく。

第 16 章 鉄道施設防災計画

(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社の災害予防規程に定めるところに従い、町と平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておくほか、防災拠点化、バリアフリー化を促進する。

(1) 諸施設の整備

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ 河川改修に伴う橋りょう改良
- ウ のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- エ 線路、補修及び改良強化
- オ 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- カ 建物等の維持、修繕
- キ 通信設備の維持、補修
- ク 空頭不足による橋けた衝撃事故の防止及び自動車転落事故防止の推進
- ケ 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- コ 危険及び不良箇所 の点検整備
- サ 倒木警報装置の点検整備
- シ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ス その他防災上必要なもの

(2) 西日本旅客鉄道株式会社の計画

ア 気象異常時における取扱い

(ア) 降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。

(イ) 運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

イ 降雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

ウ 強風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

エ 落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

オ その他

(ア) 治山・治水事業との連携した保安度の向上

(イ) 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

(3) 近畿日本鉄道株式会社の計画

ア 鉄道土木施設の防災対策

(ア) 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。

(イ) 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。

(ウ) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

イ 鉄道電気施設の防災対策

- (ア) 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- (イ) 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
- (ウ) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

ウ 行政との連携

- (ア) 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
- (イ) 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
- (ウ) 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第 17 章 通信施設防災計画

(西日本電信電話株式会社)

災害の予防のための各種施策は、西日本電信電話株式会社の災害対策規程に定めるところに従い、町と連携を持って進める。

- 1 西日本電信電話株式会社は、主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐火構造化を図り、予備電源設備の設置等を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。
- 2 町及び西日本電信電話株式会社は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

第 18 章 電気・ガス施設等防災計画

(危機管理室、関係各機関)

災害時における電気、ガスのライフライン施設の機能確保はきわめて重要であり、応急対策を迅速に進めるための決め手となるため、災害時におけるライフラインの被害を最小限にとどめるための整備を図っていく必要がある。

また、災害時において、町と各ライフライン業者とが協力して取り組むことが迅速な復旧活動につながることから、災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各事業者間の連携を強化する。

- 1 電気施設防災計画（関西電力送配電株式会社）

災害の予防のための各種施策は、関西電力送配電株式会社の災害予防規程に定めるところに従い、町と連携を持って進める。

電気施設の暴風・洪水等に対する必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく必要がある。

- (1) 関西電力送配電株式会社は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。
- (2) 町及び関西電力送配電株式会社は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。
- (3) 町及び関西電力送配電株式会社間をホットラインで結び、緊急時の連携を容易にする。

- 2 ガス施設災害予防計画

- (1) 都市ガス施設（大阪ガス株式会社）

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

ア 防災体制

防災業務計画により、大阪ガス株式会社及び関係工事会社等において、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

イ ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ その他防災設備

(ア) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置している。

- a ガス漏れ警報設備
- b 圧力計・流量計

(イ) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(ウ) 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ 教育・訓練

(ア) 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

(イ) 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

オ 広報活動

(ア) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(イ) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

(2) LPガス施設

LPガス事業者は、安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備等により災害予防対策を推進する。

ア ガス設備全般について、新規工事施工時、定期調査・点検時等に、防災性が確保できるように整備を進める。

(ア) LPガス設備全般について、安全性が確保できるよう整備を進める。

(イ) ガス導管のポリエチレン管等への切替えを進め、耐震性の強化を図る。

(ウ) 容器は堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーン等により固定する。

(エ) 感電遮断機能を有するマイコンメーターの普及に努める。

イ 災害時対応マニュアルの作成、防災訓練の実施等のソフト面の充実を図る。

ウ 二次災害を防止し、災害時に速やかな対応ができるよう啓発活動を実施する。

(ア) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売事業者の点検を受けるよう指導する。

(イ) 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

第19章 資器材等整備計画

(危機管理室、総務課、消防本部、健康福祉環境部、上下水道部)

必要物資の確保は、原則として調達によるが、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄による。

第1節 備蓄資器材

1 災害対策本部活動に必要な備蓄資器材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資器材については、災害発生時、その機能を有効適切に発揮できるよう、危機管理室で、常時整備する。

2 水防に必要な備蓄資器材

- (1) 水防用資器材は、常時所定の倉庫に基準以上備えておく。備蓄資器材のうち、腐敗、損傷のおそれがあるものは、水防に支障のない範囲でこれを他に転用し、常に新しいものを備えるようにする。土のう、水防資材等は最悪の場合を予想して、あらかじめ収集の方法を講じておく。また、器材材料を減損したときは直ちに補充するものとし、これらの要件を充分備えるよう毎年4月末日までに点検を実施する。
- (2) 以上のほか、災害の状況に応じて直ちに補充できるよう調達の計画を策定しておく。

3 防疫に必要な備蓄資器材

- (1) 防疫用薬品及び器材は健康推進課において保管するものとし、その品目は次のとおりとする。
 - ア 薬品
クレゾール石けん液、次亜塩素酸ナトリウム液、逆性石けん液、
 - イ 器材
動力噴霧器4台
 - ウ 資材
マスク、ゴーグル、個人用防護衣
- (2) 健康推進課長は、その保管する資器材について常に点検、整備に努めるとともに、災害の状況に応じ、即時調達できるようあらかじめ関係機関と調整しておく。

4 給水に必要な備蓄資器材

給水に必要な資器材については、必要に応じ日本水道協会京都府支部、府、近隣市町にその調達について協力を要請する。

資料5-11 備蓄倉庫・主な備蓄数量一覧

5 食料及び生活必需品

(1) 生活物資の備蓄

ア 基本的な考え方

災害発生3日の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、町は滅失家屋分の補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施する。

イ 備蓄意識の高揚

町は、住民に対し、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水（一人当たり3リットル/日目安）及びマスク等個人衛生用品その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。

ウ 備蓄物資の活用

備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てる。

エ 備蓄物資の保管

町は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、避難所等で、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

オ 町は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

(2) 米穀等食料の確保

ア 町は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

イ 府は町からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを資料編の「食料品の調達等系統」に示す。

資料 3-10 食料品の調達等系統

- ウ 災害の発生が予想される場合には、町は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じて精を依頼し、精米の確保に努める。
- (3) 物資の調達体制の整備
町は、町内及び近隣市町内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。
- (4) 物資集配地の整備
町は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を打越台に予定する。
- (5) 配分計画の策定
食料及び生活必需品調達後の、炊き出しその他による食品の給食計画、生活必需品の配分計画及び支給要領を定める。
ア 町は、物資の受領・配分の責任者を明確に定める。
イ 地区ごとに物資支給責任者を定める。
ウ 配分に当たっては流通業者等ボランティアの応援を要請する。
- (6) 炊出しの計画の策定
炊出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいため、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な機材も事前に把握しておく。また炊き出しにあたる要員は学校・保育所調理員、臨時雇用員、ボランティアの順で募集する。

第 2 節 非常用物資等の備蓄計画

(危機管理室、総務課、教育部)

災害時に住民の生命を維持する上で、必要な飲料水、食料、衛生用品、生活必需品については、個人で備蓄することを要請しているが、想定される非常時に対応するため、町も一定の備蓄を図る。

- 1 飲料水、食料、生活必需品の備蓄
町域をいくつかに分けた防災拠点を中心として、飲料水、食料、生活必需品について備蓄を図る。また、それらの被災時の供給のために、災害対策済み自動販売機の設置を促進する。
資料 5-11 備蓄倉庫・主な備蓄数量一覧
- 2 簡易トイレ、ペット用ゲージ等の備蓄
避難者が集中する学校施設等でトイレの使用不能の事態の発生が考えられるため、簡易トイレ等についても備蓄を図るとともに、ペット同行避難のためペット用ゲージを避難所に適切に配置できるように、拠点ごとに整備を図る。
- 3 衛生用品の備蓄
感染症予防のための避難所用資器材、マスク、消毒液、空気清浄機、非接触型体温計、血圧計及び酸素濃度計等を備蓄する。

第 20 章 防災知識普及計画

第 1 節 職員に対する防災教育計画

(危機管理室)

町職員及び防災関係業務に係わる職員に対して、防災知識の普及・啓発に努め、災害応急対策計画に基づく災害応急対策の遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、図上又は現地訓練を行う。

- 1 職員に対する防災教育
- (1) 印刷物による防災教育
職員として知っておくべき防災の基礎知識等について庁内紙に特集記事を掲載するほか、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配布する。
- (2) 研修会等の実施
防災に関する知識、防災活動及び応急対策活動等についての職員に対する研修会、講習会等を随時実施し、関係法令や防災計画の内容運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

また、防災関係機関等との交流を行う。

2 活動マニュアルの整備

(1) 職員災害等初動マニュアルの整備

災害発生直後の「初動期対応マニュアル」を作成し、すべての職員が常時携帯し、災害発生時に常に確認できる体制を整備する。初動マニュアルにおいては、特に勤務時間外に災害が発生した場合の初動体制を明確にする。なお、初動マニュアルは、危機管理室の指示に従って必要な部局において作成する。

(2) 各課の実働マニュアルの整備

災害対策本部及び課体制の整備とあわせ、災害時の迅速な対応を図るため、各課が的確に役割を果たせるよう、非常時配備体制及び連絡体制を整え、具体的な内容の「実働マニュアル」を整備し、各職員の役割について、周知徹底と自覚を図る。

第2節 住民の防災知識普及計画

(危機管理室、消防本部、住民部)

広く住民の防災意識を高め、防災活動に対する理解と協力を得るため、平常時から各種広報媒体を活用し、町の防災計画の概要、気象の知識、避難救助の措置についての効果的な防災教育及び広報を行うことによる、防災知識を普及させるための必要な事項を定める。

なお、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努める。

1 地域防災リーダー等の養成

地域、企業、団体等(共助)における防災の担い手として活動する防災リーダーを養育成する。

2 防災意識の向上

(1) 水防に関する知識の普及

山間部の開発、宅地の造成等により、山林や田畑による降雨貯溜が減少し、近年の異常気象等から過去の記録をはるかに超える降雨も考えられ、出水の様態が過去の被害からは予想され得ない事態も考えられる。考えられるあらゆる事態の危険度について、知識の質を高め、水防に関する知識の普及を図る。

(2) 防火意識の高揚

生活様式の変化による火災の増加の傾向に対処するため各種団体の協力を求め、防火意識の高揚に努める。

3 住民に対する広報

(1) 普及の方法

ア 印刷物による普及

各関係機関は防災マップとともに、広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を活用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

イ 映画、ビデオ等による普及

(ア) 町内各地で災害予防広報映画会を開催し、災害予防知識の普及に努める。

(イ) 必要に応じ、防災に関しての講習会などを実施する。

ウ 記念事業による啓発

防災の日(週間)、防災とボランティアの日(週間)、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

エ 巡回による普及

必要に応じ、広報車、消防車により防災巡回広報を実施し、また、異常気象時等には随時広報車又は消防車を利用して巡回広報に努め防災知識等の普及を図る。

オ 報道機関による普及

災害予防に関し、特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。

カ 社会教育等を通じての普及

(ア) P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体等の会合、各種講演会及び集会を通じての普及

(イ) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

(2) 普及の内容

ア 災害に関する一般的知識

イ 日常生活における減災に向けた取組

- (ア) 住宅、家屋の整理点検
- (イ) 火災の防止
- (ウ) 非常食料、非常持出品の準備
- (エ) 避難行動計画（避難所、避難場所、避難路等）の確認
- (オ) 災害危険箇所の把握
- (カ) 適切に避難行動するためのマイタイムライン(避難計画)の作成
- (キ) 応急救護
- (ク) 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資

ウ 災害発生時における的確な行動

- (ア) 場所別、状況別
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難の心得
- (エ) 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保
- (オ) 帰宅困難者支援ステーションの活用
- (カ) 自らの安全を確保の上、応急対策等の防災活動への参加
- (キ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (ク) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣からの物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

エ 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

第3節 学校等における防災教育計画

(教育部、健康福祉環境部)

小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育所（「学校等」以下同じ。）においては、防災に関する学習を重要な教育活動として位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、日ごろの備えや災害時の対応などの防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進し、災害への対応力の育成を図る。

また、教職員及び保育士（「教職員等」以下同じ。）に対し、被災体験者又は学識経験者の講話等による防災意識の向上を促進するとともに、児童生徒の安全確保のため消防本部等と連携した、防災訓練や防災研修を実施する等により、応急救護に関する知識、技術の習得を高める。

1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

- (1) 各教科を通じての防災安全教育
- (2) 防災訓練等学校行事の実施等
- (3) 感染症対策教育の実施

2 教職員等に対する研修

研修会等を通じ、教職員等の災害、防災に関する専門的知識の充実及び応急処置等の技能の向上を図り、災害への対応能力を高めるよう努める。

- (1) 防災や応急救護に関する知識、技術の習得
- (2) 災害及び感染症への対応力の向上
- (3) 勤務時間外における非常参集等

3 教育活動への配慮

- (1) 避難所としての活用

学校等を避難所として指定する場合には、学校等が教育活動の場であることを踏まえ、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (2) 敷地の活用

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- 4 各家庭への防災啓発
 - (1) 学校だよりの活用(防災訓練等学校行事の通知等)
 - (2) P T A、保護者会等(「P T A等」以下同じ。)との連携を通じた防災組織づくり
- 5 地域との連携
 - (1) 地域で実施される防災訓練への積極的な参加
 - (2) 災害発生時における避難方法、指定緊急避難場所の確認と連携のための協議等

第4節 家庭での防災対策の推進

(危機管理室、健康福祉環境部、自治会等)

災害に正しく立ち向かうには、日常生活の基盤である家庭における日頃の備えが大切である。災害時の被害を軽減させるため、各家庭において災害時の家族の役割や連絡方法、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認、非常持ち出し品の準備、飲料水・食料等の備蓄、並びに家庭用防災備品等の安全対策が適切に行われるよう啓発する。

また、高齢者等要配慮者のいる家庭では、生命の安全確保についてあらかじめ相談して対応を定めておくよう啓発する。

- 1 家庭での防災対策の推進
 - (1) 隣人との協力関係の基盤となるコミュニティー活動の必要性を啓発する。
 - (2) 建物の診断・補強とともに、ブロック塀の生け垣化を啓発する。
 - (3) 家具等の転倒防止の促進を啓発する。
- 2 家庭での備蓄の推進

各家庭においては、最低3日間程度、家族が生活できるよう備蓄の促進を図る。

 - (1) 飲料水は、ペットボトル・ポリタンク等を利用して備蓄を求める。
 - (2) 生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。
 - (3) 食料・生活必需品は、3日分の備蓄を求める。
 - (4) 懐中電灯や携帯ラジオ、携帯燃料等の非常時に役立つ物品の整備を啓発する。
 - (5) 避難所における感染症対策のため、マスク、消毒液、体温計、スリッパの携行を求める。

第21章 防災訓練・調査計画

(危機管理室、消防本部)

第1節 防災訓練の実施

発災時の迅速、的確な防災行動を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うのが最も効果的である。

したがって、災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、自治会等、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高めるため、住民が居住する地域の特性に応じ、想定される災害に関して必要な防災訓練を実施する。特に、地域特性の把握等においてはハザードマップを活用する。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点を訓練に採り入れるように十分配慮するよう努める。

- 1 総合防災訓練

防災関係機関が協議して、原則として毎年1回実施する。

 - (1) 訓練の目的

災害時における防災活動の円滑な実施のため、防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟、関係機関の有機的な連携の強化、住民に対する防災知識の普及を目的として、町地域防災計画に含まれる事項を中心に防災関係機関、自治会等、消防団と協働して実施し、初

動対応等の訓練とともに災害対策本部設置運用訓練も定期的を実施する。

- (2) 訓練の時期：防災週間、又は災害の発生が予想される時期前
- (3) 訓練の場所：訓練効果のある適当な場所又は地域
- (4) 訓練の方法
 - ア 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡、災害医療等の訓練を総合して実施する。
 - イ 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況、災害規模等を設定する。
 - ウ 防災行政無線の活用を促進する。
 - エ 訓練実施後、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための検討会を開催する。
 - オ その他細部については協議の上決定する。
- (5) 訓練の項目
 - ア 通信連絡
 - イ 水防作業
 - ウ 人命救助
 - エ 避難誘導
 - オ 避難所運営(感染症対策含む。)
 - カ 災害医療
 - キ 救援物資の輸送及び配分
 - ク 給水作業
 - ケ 炊き出し
 - コ 消火作業
 - サ その他災害応急対策に必要な事項
- (6) 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域
- 2 土石流等の危険箇所及び土砂災害警戒区域等における避難訓練

町は、関係機関と協力して土石流及び急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を、毎年梅雨期及び台風期の前並びにその期間中に実施するよう努める。
- 3 地区別訓練

町内各地区の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員通信連絡等の訓練を随時実施する。また、各小学校区単位においても、防災訓練を行うよう指導する。
- 4 図上（HUG）訓練

各地域の実情に合致した災害想定を検討・作成し、避難、救出救護等災害対策の諸活動について関係機関等の討議方式により実施する。

 - (1) 被害想定を検討
 - (2) 訓練種目の決定
 - (3) 訓練課題の作成
- 5 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を、少なくとも年1回実施する。
- 6 複合災害を想定した訓練

地震、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。
- 7 その他の防災訓練

総合防災訓練に準じて実施する。

 - (1) 水防訓練
 - (2) 災害救助救急訓練
 - (3) 災害通信訓練
 - (4) 動員訓練
 - (5) 消防訓練

第2節 災害危険箇所の調査等

(危機管理室、企画調整課、事業部、消防本部、関係各機関)

町の都市化に伴い、山地や丘陵地の宅地開発や低地における宅地造成等も進み、異常気象時に従来の被害事例からは想定できない災害の発生が考えられる。

町域では関西文化学術研究都市の建設も進み、さらに東部に大河川である木津川が流下しているところから、過去に経験している都市型災害の事例の分析を含め、災害における被害の軽減、人命の保護、相互支援体制等、総合的、計画的な防災対策のための調査研究を推進する。

この調査研究に当たっては、自然災害等の防災に関する研究機関の協力を得るとともに、府の調査結果を活用し、防災対策に反映していく。

災害危険箇所（以下「危険箇所」という。）の調査は、防災関係機関、地域住民、その他危険箇所管理者の協力を得て、危険箇所の総点検を行い、予想される諸問題の予防・応急・恒久対策を検討し、計画を策定することにより、災害発生時に対処できるようにするとともに、その状況及び避難行動計画等を地域住民に周知し、防災意識の高揚を図るために必要な事項を定める。

1 事前調査

危機管理室は関係部（課）及び防災関係機関等を招集して、それぞれの機関からの危険箇所調書を机上にて検討・集約し、危険箇所を把握する。

2 防災パトロール（現地調査）

事前調査により検討・集約した危険箇所の府・町合同パトロールを行い、その実態を把握する。

3 対策会議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定する。

第3節 その他の調査研究

町域には、菱田、下狛、祝園、菅井、その周辺等、木津川の高水位よりはるかに低い住宅地が広く分布するので、総合的・計画的な防災対策を実施するため、洪水、土砂災害、暴風並びに避難時の安全確保等については、府の調査結果を活用し、防災対策に反映していく。また、一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進する

さらに、指定緊急避難場所及び避難経路については、一定期間毎に、次のような調査を実施し、安全性の確認に努める。

- 1 指定避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- 4 大火災時に発生のおそれのある火災旋風から指定緊急避難場所の安全性の調査
- 5 避難所における感染症対策のための調査

第22章 自主防災組織整備計画

(危機管理室、消防本部)

災害による火災や建築物の倒壊等に対し、初期消火、被害者の救出、軽傷者の救急措置、住民の安否確認については、住民一人ひとりの協力活動が極めて大切であり、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織の活動に負うところが大きい。

町は「自らの生命・財産は自ら守る」を基本に、自主防災組織を育成し地域のつながりを強化するよう支援する。

自主防災組織の運営費として「精華町自主防災組織活動助成金交付要綱」を平成6年4月1日に制定し、各自主防災組織において規約・防災計画を作成し、事業計画、予算書を提出することを一定の基準として、助成金を交付する。

自主防災組織の主な事業として、地区防災計画の策定、防災座談会、防火講話、消火器や消火栓を使った初期消火の訓練、応急手当の訓練、防災訓練への参加、研修会等、自主防災組織会長等懇談会を実施する。

1 自主防災組織の具体的活動

(1) 平常時の活動

- ア 危険箇所や居住者について、地域の情報を把握しておく。
- イ 防災知識の普及・啓発活動を行う。
- ウ 地域の事業所とも連携して、防災訓練を実施する。
- エ 防災用資機材を備蓄する。
- オ 指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を設定する。
- カ とるべき避難行動を時系列で整理したマイタイムラインを作成する。
- キ 上記を総合した地区防災計画を策定する。
- ク 地区防災計画に基づき避難所運営マニュアル(感染症対策含む。)を整備する。

(2) 発災時の活動

災害対策本部及び地域の消防団、自治会等と協力して以下の応急救助活動を実施する。

- ア 自発的な救助・救急活動
- イ 初期消火活動
- ウ 要配慮者を含む住民の避難誘導
- エ 被災者の救出及び安否確認
- オ 行方不明者の捜索及び身元確認
- カ 被災状況を把握し、防災関係機関に連絡
- キ 危険個所の発見及び通報による二次災害の防止
- ク 立退き避難の受入れ
- ケ 炊き出し
- コ 生活必需品の配給
- サ 医療あつ旋
- シ 応急復旧作業
- ス 避難所の運営等(感染症対策含む。)

2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、町地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い、災害予防と応急救助活動が効率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図る。その際、女性参画の促進に努める。

3 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、ハザードマップ、パンフレット、ポスターの作成及び防災座談会、防災講話等の開催に積極的に取り組む。

4 自主防災組織の育成

自治会を基本として、地域の消防団などの協力を促進しつつ、自主防災組織を結成する。町は、積極的に自主防災組織の育成に取り組む。その際、女性参画の促進に努める。

(1) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、町の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

- ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(2) 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう町は積極的に指導する。

(3) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくためには、町において地区防災計画の作成、組織の運営、防災資器材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

(4) 自主防災組織の編成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び防災計画を定めておく。

- ア 役員

- (ア) 防災責任者及びその任務
- (イ) 班長及びその任務
- イ 会議
 - (ア) 総会
 - (イ) 役員会
 - (ウ) 班長会等
- (5) 地区防災計画の策定

自主防災組織（当該地区に事業所を有する事業者含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは町地域防災計画に地区防災計画を定める。この計画には次の事項を記載しておく。

 - ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。
 - イ 地域住民は、防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
 - ウ 防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたて、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。
 - エ 防災機関、災害対策本部、各課及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
 - オ 出火防止、消火に関する役割、消火栓その他資器材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
 - カ 地域の防災マップを作成し、避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難経路、避難の伝達・誘導方法、避難時の非常持出品を検討しておくこと。
 - キ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
 - ク 感染症対策に関すること。
 - ケ その他防災に関すること。
- 5 防災用資機材の整備
 - (1) 防災組織リーダーへの情報連絡体制の整備を図る。
 - (2) 担架、救急箱、避難用ロープ等の救護用資機材の整備を図る。
 - (3) ジャッキや支持棒、のこぎりをはじめ救出用工具及び破壊工具等の資機材の整備を図る。
 - (4) 配備した資機材(感染症対策含む。)の格納庫等の整備を図る。

第23章 企業等防災促進計画

（危機管理室、消防本部）

災害を防止し、住民の生命を守るためには、企業等の協力が不可欠であり、特に、大規模集客施設など不特定多数の人々が集まる場所では、負傷者の発生等の混乱が予想されるため、事業者自ら防災体制を確立しておくことが求められる。

事業所は、町等の実施する防災事業に協力するとともに、社会的責任（従業員生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を自覚し、災害による被害を防止するための事業継続計画（BCP）を作成し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、従業員及び住民の安全の確保、地域社会全体の活力維持に努める必要がある。また、事業所で働く要配慮者の安全確保に留意する。

1 事業所防災体制

(1) 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定等の防災

活動の推進に努め、従業員の防災意識の向上を図る。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 事業所等における防災対策の整備

大規模災害が発生した場合、大規模な被害発生が予想されるので、以下に該当する施設の管理者は、自衛消防隊等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行い防災体制強化を促進する。

ア 対象施設

- (ア) 中高層建築物、学校、ホテル、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- (イ) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇薬等を製造、保管及び取り扱う施設
- (ウ) 多人数が従事する工場、事業所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたること
が効果的であると認められる施設
- (エ) 複合用途施設
- (オ) 利用（入居）事業所が共同である施設
- (カ) 防災組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設
- (キ) 要配慮者が勤務する施設

イ 組織活動要領

対象施設を管理する権限を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

- (ア) 役員
 - a 統括管理者及びその任務
 - b 班長及びその任務
- (イ) 会議
 - a 総会
 - b 役員会
 - c 班長会等

ウ 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ、災害時行動マニュアル等を定めておき、この計画には次の事項を記載する。

また、町は事業所の業態、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

- (ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること
- (イ) 自主的に防災訓練ができる要素の時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ、町や消防本部等が行う訓練にも積極的に参加すること
- (ウ) 消防本部、町災害対策本部、各事業所の体系的な連絡手段の確保及び情報交換等を行うこと
- (エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること
- (オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること
- (カ) 指定緊急避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること
- (キ) 地域住民との協力に関すること
- (ク) 要配慮者避難に関すること
- (ケ) その他防災に関すること

2 事業所防災訓練

大規模集客施設など不特定多数が集まる施設、並びに危険物等を取り扱う事業所は、消火訓練や避難訓練を実施し、町はその指導を行うとともに、防災に関する講習会等の実施、防災訓練の積極的な実施を働きかけ、事業所の防災活動の支援を行う。

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要の食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。

また、中高層建築物、劇場、百貨店、学校、ホテル、病院等多数の者が利用又は出入りする施

設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても需要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」(BCP)を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」(内閣府)が示した「事業継続ガイドライン」「京都BCP検討会議」(府防災会議)が示した「事業継続計画モデルプラン(入門編)」等を参考として、計画策定に努める。

また、従業員の参集にあたっては、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境を考慮すること。

(3) 事業継続計画の普及啓発

町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組む。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

第24章 社会福祉施設等対策計画

(健康福祉環境部、消防本部、関係各機関)

要配慮者の人々が生活する福祉保健施設等においては、災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、適切な防災行動を取れない状況が想定される。

各施設においては、天井崩壊防止対策、スプリンクラー設備の整備、エレベーターの安全に係る指導・啓発等、社会福祉施設の安全性を確保する。また、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、ライフラインの確保、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけておくようにする。

1 防災体制

- (1) 防災責任者の設置をはじめとする組織化・活性化に努める。
- (2) 施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

2 防災訓練

- (1) 非常災害時に関する具体的計画を立て、消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。
- (2) 防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導するとともに支援を行う。

3 自治会等との連携

被災の程度によって、施設内の混乱や救援に多数の人手を要する事態が考えられるため、自治会等、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立する。

資料 5-14 社会福祉施設一覧

第 25 章 交通対策及び輸送計画

(危機管理室、企画調整課、事業部、関係各機関)

災害時に交通の混乱を最小限にとどめるため、必要な整備を進める。

1 交通管理体制の整備

- (1) 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、精華大通り等の延伸の促進、鉄道横断道路等の整備を着実に進める。また、災害時の交通混乱を防ぎ、様々な緊急活動に対応した交通規制と交通管制システムの確立を各関係機関に要請していく。
- (2) 町は、医療機関との情報の共有・連携体制や、人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備促進、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制の適切な確保に努める。また、災害後の交通規制が速やかに行えるように主要道路における交通情報を統一管理し、住民に交通規制の状況を逐一知らせる広報体制づくりの推進を各関係機関と図っていく。
- (3) 町は、災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京奈和自動車道をはじめとした京奈和自動車道の四車線化や直轄国道の整備促進を国等に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用を進める。
- (4) 町は、輸送機関の災害対応力の強化のため、複軸の交通ネットワークの構築（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、京奈和自動車道や新名神高速道路等の高速道路ネットワーク、リニア中央新幹線や北陸新幹線整備、近鉄けいはんな線の新祝園駅への延伸及びJR片町線の複線化を求めていく。

2 災害応急対策に必要な緊急通行車両

災害対策基本法第 76 条の規定による、緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、緊急通行車両等確認申請書（資料 4-37）に輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて、府警察本部交通規制課長、高速道路警察隊長又は木津警察署長に提出し、標章（資料 4-38）及び確認証明書（資料 4-39）の交付を受ける。

(1) 確認を行う車両

災害時において、災害対策基本法第 50 条 1 項に規定する災害応急対策を実施するための車両は、次の災害応急対策に関する事項を実施する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告等に関する事項
- イ 消防、水防その他応急処置に関する事項
- ウ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫、感染症対策及びその他保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策活動の円滑な実施のため、緊急通行車両等の需要数を事前に把握して確認手続の省力化、効率化を図るため、前項に規定する車両を対象として、車両の使用の本拠地を管轄する木津警察署に事前届出を行う。

緊急通行車両として事前届出のできる車両は、(1)に規定する車両でありかつ下記の事項のいずれかを満たす車両とする。

- ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画、災害時受援計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機

関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

ウ 使用の本拠の位置が町内にある車両

資料 4-38 緊急通行車両等確認申請書

資料 4-39 緊急通行車両標章

資料 4-40 緊急通行車両等確認証明書

3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

町は、民間事業者等から規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、府警察本部の定める規制除外車両事前届出書で、車両の使用本拠地を管轄する木津警察署へ届け出るよう教示する。

資料 4-43 規制除外車両事前届出書

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

4 窓ガラス等落下物の安全化

道路沿いの建築物の窓ガラス、ビルの外装材、看板等が災害時に落下した場合、交通障害となるとともに、避難において住民に危害を及ぼすため、その危険性について調査を行い、必要に応じて補強を求める。

5 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第 26 章 医療助産計画

（危機管理室、消防本部、健康福祉環境部、関係各機関）

大規模災害時には、浸水、土砂災害、暴風雨等により多数の死傷者が発生する一方、各医療機関においても停電、断水等により著しく医療機能が低下することが予測される。近年の医療はますます高度化し、災害時に機能を十分発揮するために府及び近隣市町村と密接な連携を図り、救助・救急から災害医療まで一体となった平素からの備えが重要である。このため、直接人命にかかわる救助・救急には、主たる役割をもつ常備消防や消防団だけでなく、木津警察署、自衛隊、地域住民等の一致した連携と協力が求められるとともに、災害医療には府、山城南保健所との密接な連携が求められるため、その実行に必要な体制の整備する。

なお、災害時における医療救護活動については、府の緊急医療本部と調整する。発災直後は京都府災害派遣医療チーム（京都府DMA T）、その後は日本医師会災害医療チーム（JMA T）及び「災害時における医療救護活動についての協定書」（平成 19 年 3 月 12 日）に基づき一般社団法人相楽医師会の活動に連携、支援する。

第 1 節 京都府の体制

1 災害拠点病院及び連絡協議会

(1) 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院

災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資器材の備蓄機能を備え、災害時に拠点となる医

療施設である基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の整備が進められており、府の基幹災害病院及び地域災害拠点病院は下表のように指定されている。

ア 基幹災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受入れを行う。

イ 地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、京都府災害派遣医療チーム(京都府DMA T)及び災害医療コーディネーターを常置し、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣する。災害時には、災害時に拠点となる医療施設及び地域災害拠点病院との連携のもとに、救護班の編成、重傷患者の受入れを行う。

	二次医療圏名	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	緊急災害医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-767-8109	○
地域災害拠点病院	山城南医療圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

(2) 府災害拠点病院等連絡協議会

府災害拠点病院等連絡協議会において、次に掲げる事項について、検討・協議されている。

- ア 府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること
- イ 災害拠点病院等関係機関相互等の連携体制に関すること
- ウ 各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること
- エ 災害医療の研修、訓練に関すること
- オ 災害医療関係情報の収集・提供に関すること
- カ その他、災害医療体制に関すること

2 山城南圏域の災害医療体制

(1) 山城南災害医療連携協議会

町が所在する山城南圏域では、山城南保健所を中心に山城南災害医療連携協議会を設置し、大規模災害時に山城南圏域の災害医療関係機関が相互に連携を図り、効率的で的確な医療救護活動が実施できる体制を確保している。

(2) 初動医療体制の整備

災害により負傷した人々に対するの応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への転送などの初動医療は、町において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備を進める。

ア 初動医療救護

京都府災害医療調整本部における災害医療コーディネーターにより京都府災害派遣医療チーム(京都府DMA T)が派遣される。町は、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置などの災害時医療救護計画により、医療活動が円滑・効率的に行えるよう事前整備調整を図る。

イ 医薬品・資機材等の整備

災害時に、災害現場で被災者を的確に救出、救護するためには、府と連携を図り、医薬品及び装備資機材のスムーズな供給体制を確保する。

3 後方医療体制の整備

災害時に、多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要がある場合に備え、京都山城総合医療センター、学研都市病院、精華町国保病院が参加する広域災害・救急医療情報システム(EMIS:Emergency Medical Information System)を構築する。

第2節 精華町の体制

町は、防災総合保健センターを本部として、災害医療に関する京都府の体制整備に積極的に参加するとともに、住民のニーズに基づき京都府の体制を補完する。

1 初期医療体制の整備

- (1) 京都府DMA T等の活動拠点を防災受援施設として打越台に整備予定。
- (2) 緊急用医薬品等については、町内における医療機関と調整しつつ、緊急時の調達方法等を検討する。

- (3) 町外からの応急医療物資の受入れのため、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるような体制の整備を図る。
- (4) 消防に関する救助・救急装備資機材を年次計画により順次整備を図っていく。
- (5) 消防団の応急救護用資機材を整備・充実する。
- (6) 道路障害等により救助隊が現地に短時間で到着できない事態に備え、自治会等による第1次救助活動に必要な救助資機材の整備を図る。

2 緊急時の機動力の確保

災害時の道路の損傷、渋滞及び電話回線の不通に対応して、住民に対する広報、救護活動、避難誘導等が迅速に行えるよう、緊急時の機動力の確保を図る必要がある。

3 京都府後方医療体制への参加と搬送体制の強化

災害時に、多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要がある場合に備え、EMISを利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

(1) 災害時における医療ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、EMISに参加し入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に勤める。

ア 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化

イ 消防無線や防災無線の多重化

(2) 救急業務の高度化

ア 負傷者の救命率を向上させるために、救急救命士制度の充実を図る。

イ 高度の救急処置が可能な資機材及び高規格救急車の整備を図る。

(3) 重傷者の搬送計画

医療関係機関と協力して、町域における空きベッド情報の共有とともに、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

(4) ドクターヘリ等を活用した広域搬送体制の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

資料 5-26 ヘリコプター発着予定地

(5) 災害医療従事者の養成

限られた医療資源（人材、薬品、資機材等）で、短時間に多数の傷病者を円滑に診察するため、医師及び看護師をはじめとする医療救護班員に対する研修及び災害医療従事者の養成を医療機関に求める。

(6) 府等への支援要請

地域災害医療連携協議会と連携する。

4 心のケア対策の整備

災害に伴う心のケア対策として、府山城南保健所と連携しながら、身近に相談できる相談員の育成を図る。

5 感染症のまん延防止

災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。また、避難所運営マニュアルに基づき、避難所における感染症のまん延を防止する。

資料 5-13 医療施設一覧

第 27 章 配慮を必要とする人達等に係る対策計画

(健康福祉環境部、危機管理室、企画調整課、消防団)

1 配慮を必要とする人達への協力体制

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人・観光客等など特に配慮を必要とする人達（以下「要配慮者」という。）は、災害時に自分一人で避難するのは難しく、施設職員、自治会等、消防団、ボランティアなどの協力が不可欠である。また、避難所等での生活においても、同様に周りの人達の協力が欠かせない。

したがって、要配慮者に対して、発災時における自治会等やボランティア等による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備をさらに促進する。また、町社会福祉協議会、府の保健福祉部局と連携して支援体制を整備する。

(1) 実施責任者

要配慮者に係る対策は、町及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

(2) 要配慮者等に係る支援体制の整備

ア 要配慮者等に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課、企画調整課、危機管理室をはじめ、消防団、自治会等、協定事業所、町社会福祉協議会、府の保健福祉部局等の連携のもとに、支援体制を整備し、災害時の職員体制や業務分担について定めておく。特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。

イ 要配慮者の支援活動の中心となるのはヘルパーや民生児童委員等の福祉活動に従事している者や近隣の地域住民であり、ボランティア組織・自治会等地域組織である。これらの組織・コミュニティーの育成に努める。

ウ 町は府及び近隣市町との連携体制を整備する。

エ 災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れ態勢の整備災害発生時に必要に応じ、災害派遣福祉チーム（DWA T）を受け入れる態勢を整備する。

(3) 避難行動要支援者に係る計画

町は、次の考え方をもとに避難行動要支援者の避難行動計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害発生時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等にかかわる関係者として「地域防災計画」に定めた消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等（以下「避難支援等関係者」という。）へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるように努める。

また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

ア 避難支援等関係者になり得る者

避難支援等関係者になり得る者は、避難支援等関係者のほか、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者とは、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定結果が要介護3、4又は5と判定されている者
- (イ) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号による障害程度等級が1級、2級に該当する者
- (ウ) 療育手帳の交付に関する規則（平成12年京都府規則第10号）第3条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がAと判定されているもの
- (エ) 精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項による障害程度等級が1級に該当する者であって、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (オ) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者（各別審査）

ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施

に必要な事項を掲載する。また、その入手方法として、名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

エ 名簿の更新に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、避難行動要支援者の要件が見直された場合もしくは、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

以下の事項を徹底する。

- (ア) 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿（平常時においては、本人の同意が得られたもの）は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 自治会等に対して町内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (エ) 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。
- (オ) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (カ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- (ク) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

カ 要配慮者が円滑に避難するための立退きを可能にするための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- (ア) 高齢者や障害者、外国人等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人的に的確に伝わるようにする。
- (イ) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (ウ) 高齢者や障害者、外国人等に合った、必要な情報を提供する。
- (エ) 広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
- (オ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

ク 避難行動要支援者の情報把握

福祉担当課や防災担当課をはじめとする関係部署や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

ケ 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、町社会福祉協議会、自治会等、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(4) 要配慮者等の安全確保

ア 安否確認及び情報伝達

町社会福祉協議会等の関係機関や自治会等と連携し、災害発生時の安否確認及び情報伝達に係わるシステムの構築に努める。

イ 防災訓練の実施

努めて個別計画を作成し、地域住民等の協力のもと防災訓練を実施して実効性を検証す

- る。
- ウ マニュアルの配布
避難行動要支援者以外の要配慮者についても、災害発生時に迅速、適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護等に係わるマニュアル（点字眼を含む。）の作成、配布に努める。
- (5) 要配慮者等の生活確保
- ア 食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- イ 避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から危機管理室と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにする取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる避難所の設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。
- (6) 社会福祉施設による防災対策の実施
社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低限必要な食料、生活必需品、防災及び感染症対策資材等を備蓄する。
- (7) 外国人の安全確保
府及び事業所と連携し、多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、町ホームページによる防災情報の発信を行うとともに、災害時は事業所及び語学ボランティアによる避難所等の誘導案内、平時は国際化・観光案内に活用する「案内標識（サイン）整備事業」を推進し、かつ防災訓練参加を促進する等、災害時の支援体制の構築を図る。
- ア 外国語、絵文字などによる標識
指定緊急避難場所や避難誘導標識、道路標識などの災害に関する表示板については外国語（英語以外を含む。）の併記、絵文字の活用等により誰にでもわかるように努める。
- イ 防災マップの掲示
公共施設等においては、外国語（英語以外を含む。）を併記した防災マップの掲示を促進する。
- ウ 防災パンフレットの配布
外国人居住者に対して外国語（英語以外を含む。）による防災パンフレットの作成・配布を検討する。
- エ 防災訓練への参加
防災訓練への外国人住民の参加を推進する。
- オ 企業・事務所等における防災指導
外国人雇用者の多い企業・事務所等においては、これらの者に対する防災指導などを促進する。
- カ 通訳・翻訳ボランティア
災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と、災害時の活用体制の整備に努める。
- キ 駐日外国公館との連携府とともに駐日外国公館との連携体制を構築する。

第 28 章 廃棄物処理に係る防災体制

（健康福祉環境部）

「精華町廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の一次集積所を確保するとともに、ごみ収集車等の計画的更新を図る。なお、当面の間、打越台を災害廃棄物の一次集積所に指定する。

第 29 章 行政機能維持対策計画

（総務課、情報政策室、教育部）

1 業務継続性の確保

町及び町内防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の

継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。さらに、万一庁舎が被害にあっても災害対策業務が進められるよう、庁舎自体の強靱化を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合には早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 防災中枢機能等の確保、充実

町及び災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備とEMAや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等）の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、少なくとも3日間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、災害動員時、職員が効率的に勤務できるよう、食堂等の施設を設置するほか町立図書館を長寿命化し託児所として活用する。さらに災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、本編第20章「資器材等整備計画」に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

3 各種データの整備保全

町は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておく。

第30章 災害ボランティアの育成計画

（健康福祉環境部、町社会福祉協議会）

災害時には、町だけでは対応しきれない多くの場面が想定され、ボランティアの果たす役割は大きい。特に災害直後におけるボランティア活動は、被災地の早期復旧の上からも重要となってくる。このため、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府及び京都府災害派遣福祉チーム（DWA T）、並びに社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークを構築する。

また、被災地域外からのボランティア活動は、専門的な分野から生活全般に関する支援まで多岐にわたることから、町社会福祉協議会と連携の上、ボランティアの有効な活用、配置とともに受入れ体制を確立しておく必要がある。このため、平成20年に開設した町災害ボランティアセンターを中心に、地域住民の防災意識の向上の面からもボランティア、ボランティアコーディネーター等、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専門分野ごとに育成を通して、防災に対する意識の高揚を図る。

災害ボランティアセンターは、平常時には以下の活動を行う。

- 1 住民への啓発
 - 2 災害に備えた訓練
 - 3 災害ボランティアコーディネーター募集・養成
 - 4 災害ボランティア募集・養成・登録
 - 5 災害備品の準備
 - 6 関係機関との連絡調整
 - 7 町外災害発生時の支援
 - 8 町外で発生した場合に、速やかに登録ボランティア等に対して、活動が呼びかけられるよう体制を整える。
 - 9 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用
- 災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボ

ランティアの参加について配慮する。

第31章 広域応援受援体制の整備計画

(危機管理室、企画調整課、消防本部、関係各機関)

大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、府内もしくは関西広域連合内市町村等とあらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域応援受援体制を確立しておく。

1 広域応援受援体制の整備

災害時に生じるさまざまな事態に対応して、関係団体等の支援・協力が必要になる。そのため、警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、日本赤十字社等との応援受援計画の策定を進める。また、活動体制を確立するため、打越台環境センター跡地に防災受援センターを整備する。

(1) 国の機関

- ア 自衛隊
- イ 近畿運輸局
- ウ 近畿経済局
- エ 近畿地方整備局
- オ 淀川河川事務所
- カ 近畿農政局大阪地域センター
- キ 近畿総合通信局

(2) 京都府

- ア 山城広域振興局
 - (ア) 山城南土木事務所
 - (イ) 山城南保健所
 - (ウ) 山城教育局
- イ 木津警察署

2 広域応援受援に関する協定等

(1) 自治体相互応援協力

- ア 関西広域連合
 - (ア) 概要

「関西防災・減災プラン」に基づき大規模広域災害時に、府を通じ応援受援を実施

(イ) 応援受援体制の整備

- a 関西広域防災情報システムの整備
- b 被災市町村支援体制の整備
- c 緊急物資の供給、備蓄体制の構築
- d 広域避難体制の整備
- e 事前対応計画（タイムライン）の検討
- f 広域応援訓練・合同職員研修の実施

イ 京都府内市町村

あらかじめ広域応援受援協定を結び、柔軟な支援体制を確保する。

(2) 民間団体等との応援協力

施設の借り上げ、食料品等の供給、その他の応急措置について企業等との協定を締結とともに受け入れ態勢を整備する。

第32章 上下水道施設防災計画

(上下水道部)

上下水道の安定確保は社会生活上の基盤である。このため上下水道施設の防災化を図り、災害時における上下水道を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立する。

町は、以下の防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、府及び他市町村間との連携を密接に行う。

1 上下水道施設の整備・保全

- (1) 上下水道施設の防災化を着実に推進するため、技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。
- (2) 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、上下水道施設の重要度に応じた点検・調査を行う。
- (3) 防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。
- (4) 管渠の材質や継手の構造等の強化を図り、上下水道施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合せ、災害時においても機能が維持できるように努める。また、災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場における防災化の着実な実施を府へ求める。
- (5) 復旧に必要な管・弁類の材料は、保有し確保しておくとともに、不足する材料についてはメーカー、他市町などから調達できる体制を整備しておく。
- (6) 上下水道施設の点検・調査を行い、その保全に努める。
- (7) 被災した場合にでも住民に水を供給できる機能を持つ水道をめざし、震災対策用緊急貯水槽の充実を検討し、緊急連絡管や配水池に緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大、自己水源のある浄水場に応急給水栓の設置、などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進める。
- (8) 広範囲で停電が発生することを想定し、各上下水道施設の状態に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努める。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。

2 給水体制の確立

- (1) 隣接市町村への応援給水の要請に備え、その要請方法等を事前に協議しておく。
- (2) 給水車、給水容器、ポリエチレン袋、容器運搬用車両の準備をしておく。
- (3) 緊急貯水槽の設置
配水池及び配水管等からの給水が困難な場合に備え、緊急貯水槽を町内に設置しており、今後も未配置地域での設置を検討する。給水方法については、貯水槽の給水口に給水ポンプを取り付け、現地に設置する給水スタンド又は、給水車、容器等により供給する。
資料 5-20 炊き出し予定施設・町内の配水池及び緊急時対応貯留槽一覧
- (4) 給水活動を円滑に行うため、飲料水の消毒薬品は必要量を確保し、交通途絶状態にも対処できるよう、その保管場所、配置場所も検討しておく。
- (5) 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器は十分に備えておく。
- (6) 応急復旧工事に必要な資器材を整備点検し、保管場所、方法について取り決めておく。

第 33 章 学校等の防災計画

(教育部、健康福祉環境部)

学校等においては、災害時に学校等における児童生徒等の安全確保の方針を定めるとともに、早期に学校教育再開の体制整備を図るための計画及び対応マニュアル等を整備する。また、学校等の施設の多くが避難所(場所)として指定されていることから、役場と学校等が連携し、指定(緊急)避難所(場所)及び妊産婦乳幼児家族指定避難所に関する対応体制の整備を図る。

1 児童生徒等の安全確保体制の整備

各学校等の児童生徒等を対象とし、日ごろの備えや災害時の対応などの防災教育を実施することにより、災害に関する知識を深め、災害への対応力の育成を図る。

また、教職員等に対し、児童生徒等の安全確保のため消防本部等と連携して、防災訓練や防災研修を実施するとともに、応急救護に関する知識、技術の習得を高める。

- (1) 児童生徒等に対する防災教育
 - ア 各教科を通じての防災安全教育
 - イ 防災訓練等学校行事の実施
 - ウ 登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅または学校のいずれか近いほうに向かうこ

- とを指導する。
- (2) 各家庭への防災啓発
 - ア 学校だよりの活用（防災訓練等学校行事の通知、発災時の基本ルール、児童生徒等の受け渡し方法、学校での保護方策等）
 - イ P T A等との連携を通じた防災組織づくり
 - (3) 地域との連携
 - ア 地域で実施される防災訓練への積極的な参加
 - イ 災害発生時における避難方法、指定緊急避難場所の確認と連携のための協議
 - (4) 教職員等を対象とした防災教育
 - ア 防災や応急救護に関する知識、技術の習得
 - イ 災害への対応力の向上
 - ウ 勤務時間外における非常参集方法の確立
- 2 応急教育・学校教育再開体制の整備
- (1) 応急教育実施体制の整備

教育委員会は、精華町防災マップ等の被害想定をもとに、学校施設への影響を想定し、被害の程度に応じた応急教育の実施体制を検討する。
 - (2) 学校教育再開体制の整備

教育委員会は、精華町防災マップ等による被災者数の予測結果をもとに、被災児童生徒等及び教職員の総数を想定し、学校教育再開のための就学援助、教職員確保、児童生徒等の精神的ケア等への対応体制を整備する。
- 3 指定避難（場）所の運営支援体制の整備
- (1) 施設の開放の事前検討

教育委員会及び各学校は、災害担当部局と連携して、災害における避難者の発生予測をもとに、避難者が多数になった場合を想定し、体育館以外の学校施設の開放に関して事前の検討を行う。

また、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生し、職員が不足し指定避難所に職員派遣ができない事態を想定し、自治会等の住民組織と連携した避難所の開設体制の整備を図る。
 - (2) 指定避難所としての施設整備

多様な避難者が使用することから、学校等の施設の長寿命化（増改築を含む）、空調整備、トイレの洋式化、エレベーター、給食施設の更新等を推進する。
 - (3) 指定避難所としての施設の使用

学校が避難所として開放されるにあたり、主として避難者受入れのために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース、感染症対策のために必要なスペース、避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、他の避難所に対する支援や避難所における備蓄に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点、L G B T等人権に配慮する。
 - (4) 妊産婦乳幼児家族指定避難所としての食糧及び資材の備蓄

保育所を妊産婦乳幼児家族指定避難所として活用するため、授乳資材、紙おむつ等の備蓄を保育所内で実施するとともに、給食施設の拡張を計画する。
 - (5) 指定避難所の共同運営体制の整備

教育委員会及び学校等は、応急教育実施と、校舎が避難所としての開放されている状態が同時に進行することを想定し、危機管理室や自治会等と連携した共同運営体制の整備を図る。

第 34 章 避難に関する計画

（危機管理室、総務課、健康福祉環境部、事業部、教育部、消防本部、健関係各機関）

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

したがって、住民は、立退き避難を原則とするが、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何か等について、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、町は災害により危険区域にある住民が命を守るための避難行動をとれるようにするため、あらかじめ住民一人ひとりが避難行動をとる判断が出来る知識と情報を提供するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所を提示する避難行動計画を策定・公開し、住民の安全の確保に努める。

1 平常時における避難の心得及び知識の普及啓発

(1) 広報

- ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- イ システム化したJ-ALERTをはじめ、地上デジタル放送、町ホームページ、SNS等
- ウ 府が公開している防災情報の入手法を住民に対し巡回徹底
- エ Webブラウザベースの情報共有システム等を活用した防災訓練等
- オ マルチハザードマップ（防災マップ）の利活用

(2) 事前措置

町長及び水防管理者等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ等の危険の予想される地域内の住民に、避難勧告等の意味、適切な避難行動のあり方や、指定緊急避難場所、避難経路等について、あらかじめ周知徹底する。

また、町は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にする。詳細は、「精華町地域防災 初動期対応マニュアル」を参照のこと。

なお、府と連携して、自治会等に対し、早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の事前の避難場所の設定、とるべき避難行動を時系列で整理した避難計画の作成を支援する。

また、避難勧告等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

精華町地域防災 初動期対応マニュアル

2 災害発生時の避難誘導

災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段は、次の方法によるものとし、地域住民にあらかじめ周知しておく。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

町は、避難勧告等を発令する際には、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

特に、実際に災害が発生しているとの情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、町は災害発生を把握した場合、緊急メール等を活用して災害発生情報(レベル5災害発生情報)を発令し、命を守る最善の行動を呼びかける。

(1) 防災無線及びメールによる伝達

(2) 信号による伝達

警鐘サイレンによる避難信号は、次のとおりである。

警 鐘	サイレン
乱 打	○ ————— 休止 ————— ○ 約 1 分 約 5 秒 約 1 分

※信号は適宜の時間継続すること
水防信号(昭和 24 年 11 月 8 日京都府告示第 807 号)

(3) テレビ(CATVを含む)、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。)による周知

平常時に、日本放送協会京都放送局、KBS京都放送局、FM京都をはじめ在阪テレビ、

ラジオ、株式会社KCN京都などの放送各社及び地方紙、日刊紙などの新聞各社とも災害発生時の協力体制について協議を行う。

- (4) ホームページ、各種 SNS による周知
住民が町からの情報を取得又は身の回りの災害情報等を提供できる、災害情報専用のホームページの設置により行う。
- (5) 消防無線による周知
- (6) 広報車及び消防車による周知
平常時に、既存の広報車のスピーカー出力を増強するとともに、車両台数の増加を図ることにより、災害時の避難勧告・指示及び復旧情報の伝達能力を上げる。また、迅速で確実な広報活動が可能となるように、定点での広報実施方法や、事前に様々な事態を想定した「広報文例」などの広報マニュアルの作成を行う。
- (7) 避難誘導員又は消防団員による現地周知
- (8) 住民組織を通じた周知
災害発生時に、自治会等の長などを通じて各戸へ情報伝達する体制を整備する。
- (9) 要配慮者利用施設等への連絡
避難がより困難である避難行動要支援者に対しては、避難支援者への連絡等により、早めの伝達及び情報共有を心がける。
また、警戒すべき区域内の要配慮者利用施設においては、当該施設管理者に対し、電話等で早めに伝達する。
- (10) 情報版の設置による周知
町内及び町域に近接して位置する鉄道駅や大型店などで、乗降客等に見やすい場所に情報版を設置し、広く住民に情報提供することを検討する。

3 避難所群及び福祉避難所群の整備

町は避難所群として指定避難所を中心に、広域避難所、高齢者等指定地区避難所、妊産婦乳幼児家族指定避難所、また避難場所として指定緊急避難場所及び協定（「災害時における精華町と学研地区防災連絡協議会員の応援についての覚書」）を結んでいる避難協力施設を網状に配置し、群内に医療機関を含む強靱な避難体制を確立する。この際、各集会所等を高齢者等指定避難所として選定し、高齢者及び在宅治療者用避難所の、各保育所を妊産婦乳幼児家族指定避難所として選定し、妊産婦乳幼児家族指定避難所の役割を担わせる（「精華町防災マップ」及び資料編を参照）。また、状況により、一部の避難所を自主避難所に指定する。避難所群は災害対策本部への連絡機能を有し、小学校区毎に編成する。

資料 5-15 指定避難所等一覧

福祉避難所群は、地域福祉センターかしのき苑を中心に、指定もしくは協定（「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」平成 21 年 3 月 23 日）を結んでいる介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として網状に配置し、群内に医療機関及び温浴施設を含み、避難行動要支援及び介護者用の専門的避難体制である。地域福祉センターかしのき苑に本部を有し、町域全体の避難行動要支援者及び介護者を収容する。

なお、各避難所の受入れ可能人数は、人道的配慮及び感染症予防の観点から避難者 1 人当たりの必要面積を努めて 5 m²以上とて算定する。各避難所には Wi-Fi 機能を有し、災害対策本部を始め、他の防災拠点と連絡網が構成できるようにする。また、常時情報収集が可能なよう視聴覚機材及びインターネット使用環境を整備する。さらに空調設備、洋式トイレを整備し生活環境を良好に保つよう努める。

- (1) 指定避難所
指定避難所は、避難所群の本部機能及び被災者を収容する施設である。このために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、炊き出しの可能性を有し、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとして小中学校を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。なお、各避難所の収容能力が限界に達した場合は、避難所協力施設に協力を求める。
- (2) 広域避難所

広域避難所は、予備的な避難所であり、テント等を使用し被災者を収容する施設である。このために必要となる十分なスペースが必要であるため、公園もしくはグラウンドを指定する。

(3) 高齢者等指定地区避難所

高齢者等指定地区避難所は、高齢者及び在宅治療者等で、避難行動において、支援者による配慮が必要としない被災者が避難する避難所である。必要に応じて地区集会所を活用する。

(4) 妊産婦乳幼児家族指定避難所

妊産婦乳幼児家族指定避難所は、保育所を活用し、妊産婦乳幼児及びその家族が避難する。妊産婦乳幼児家族指定避難所は授乳施設及び液体ミルク等乳児用を含む食料品の備蓄、炊き出しの機能を有する。給食に当たっては、妊産婦乳幼児の特性に配慮する。

(5) 外国人対応避難所

町在住や来訪外国人は、本防災計画を基本とし、指定避難所等へ誘導するものとする。ただし、日本語に不慣れな場合は観光客等の行動に準ずる。

(6) 自主避難所

自主避難所は、浸水被害や土砂災害等災害の状況に応じ、地区集会所の中から町が指定する。

(7) 避難所協力施設

町と個別に協定(「災害時における精華町と学研地区防災連絡協議会会員の応援についての覚書」)を結んだ施設である。指定避難所の収容能力が限界に達した場合、協力を求める。

(8) 避難所(場所)の防災機能の強化

高齢者等指定避難所に指定している集会所等を含む、防災拠点施設における災害時の安全・安心を確保するため、非構造部材を含めた耐震化を目指すとともに、役場庁舎、地域福祉センターかしのき苑(以下「かしのき苑」という。)、人権センター、むくのきセンター等の施設の老朽化対策、代替施設や代替設備の確保、の維持を図る。また学校施設・保育施設は、児童・生徒・園児等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、災害時には地域住民の避難施設としての役割が求められていることから、学校設置者及び保育施設管理者は校舎等の長寿命化とともに、防災拠点としての改修を計画的・効率的に推進する。このための、炊き出し機能の強化や、要配慮避難者のための洋式トイレの充実、体育館への空調設備整備及び学校エレベーターの防災対策改修等を実施する。

(9) 避難道路の選定基準

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、集合場所と安全な指定避難所(指定緊急避難場所)や指定避難所(指定緊急避難場所)相互を結ぶ避難路を調査するとともに、その整備を促進する。また、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を計画する。

避難道路の選定基準は以下のとおりである。

ア 避難道路は、車両移動が可能な幅員を有すること。

イ 避難道路は、相互に交差しないこと。

ウ 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。

エ 液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になるおそれがないこと。

オ 避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

カ 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努める。

4 指定避難所(指定緊急避難場所)の開設計画

災害発生後の指定避難所(指定緊急避難場所)の迅速な開設を実施するため、施設管理者や関係機関と協議し、迅速な開設が可能な体制の整備を図る。

5 指定避難所(指定緊急避難場所)の管理・運営体制

管理・運営に当たっては住民主体が原則である。そのため、町、施設管理者、自治会等が共同で防災訓練を実施し、災害時における指定避難所(指定緊急避難場所)の管理・運営に熟知するとともに、施設管理者や地域住民と連携した救援活動が実施できるよう、体制の強化を図る。この際、自治会等は会毎もしくは共同して「避難所運営マニュアル」を整備して、管理方法(自治会等と町との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む)について

ルールを定める。

また、事前に指定避難所に、人権や男女のニーズの違いや要配慮者、LGBTに配慮して、施設・設備の整備、必要な防災資機材、備蓄、備品等の配備を促進する。

6 町外に避難する住民に対する情報伝達活動

町外に避難する住民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

7 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- (1) 学校等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法等
- (2) 児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、受入れ施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- (3) 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための受入れ施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- (4) 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難経路、誘導、受入れ施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

8 広域一時滞在

- (1) 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (4) 域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、あらかじめ他の市町村にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第 35 章 観光客等保護・帰宅困難者対策計画

(危機管理室、事業部)

町は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客等及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府、近隣市町、輸送機関等と連携を図り、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て帰宅支援ステーションとして活用し、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

1 広域体制の整備

町は、府及び近隣市町と連携して、観光客等保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。

また、帰宅支援のため、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともにコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。

2 観光客等・帰宅困難者への啓発

発災直後、応急対策活動は、救命救助・水防・避難者の保護に重点を置くため、観光客等・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- (3) 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅

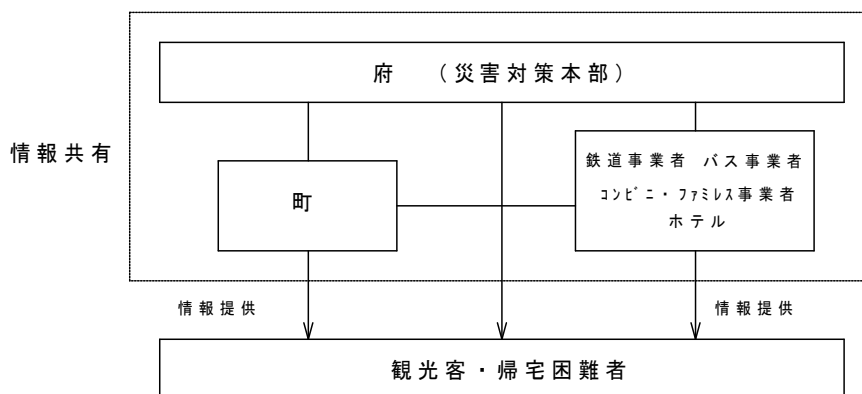
ルートの確認

- (4) 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- (5) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

3 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

町は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、鉄道機関・バス協会などとの間で、代替輸送機関の確保、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

図 観光客・帰宅困難者情報共有系統



4 事業所等への要請

- (1) 町は、企業等に土のう等による水防、飲料水・食料・感染症対策資器材などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- (2) 事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のように定めるよう働きかける。
 - ア 就業時間帯に発災
 - 従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示
 - イ 出勤・帰宅時間帯に発災
 - 自宅または事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示(自宅にいるときは自宅待機を指示)

5 観光客等への支援

- (1) 町は、観光客等の災害時における的確な行動について、ホテル業者、旅行業者・事業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル業者、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時受入れ等の協力を求めている。
- (2) 町は、府及びホテル業者、旅行業者等と連携し町内すべての外国人等に対して、各鉄道の運休や運行状況等の情報を集約して、多言語(英語以外を含む。)でリアルタイムに伝達するとともに相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。また、外国人向けの防災訓練の実施及び日本における災害の重大さや災害時の行動(医療機関のかかり方含む。)について普及・啓発に努める。

第 36 章 集中豪雨対策に関する計画

(危機管理室、事業部)

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

町は、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難体制・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備などの流域全体のハード対策まで、個々の機関が集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となるため、多方面から住民の安全・

安心を確保するための対策を講じる。

1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として町と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

- (1) 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
 - ア 民間気象会社情報の活用
 - イ ため池監視システムの導入
- (2) 避難体制等の取り組み強化
 - ア 客観的避難基準の充実と住民の自発的意志に基づいた自主避難所の開設
 - イ 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定
 - ウ 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
 - エ 屋内避難・垂直避難の検討
- (3) 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
- (4) 要配慮者対策の強化
 - 「要配慮者名簿」の整備

2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった取り組みが必要である。

- (1) 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理
 - ア 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
 - イ 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
 - ウ 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施
- (2) 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組み
 - ア 山地・森林環境の保全と整備
 - イ 農地の持つ防災機能の保全と整備
 - ウ 適正な土地利用の誘導、規制など

第 37 章 都市公園施設防災計画

（危機管理室、事業部）

災害に強いまちづくりに当たって、町は池谷公園及び鳥谷公園を広域避難所に指定している。オープンスペース等の整備は、避難者の安全確保のために、骨格となる対策であるため、その推進を図る。

1 オープンスペースの整備

避難者の安全確保や一時集合場所、地域防災活動拠点としても活用できるよう、公園、駐車場、緑地等のオープンスペースの整備を図る。

2 公園緑地の整備

広域避難場所となるオープンスペースを確保し、環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能の保全・整備を図るため、公園緑地の整備推進を図る。

第 38 章 広域防災活動拠点計画

（危機管理室、教育部、健康福祉環境部）

町は、「精華町まちづくり基本計画」を策定し、広域防災活動拠点として防災食育センター、防災受援施設及び防災総合保健センターを整備予定。

防災食育センターは、発災から3日目までの府・国からの支援が不確かな期間、町が独力で対応するための、食品備蓄及び炊き出しを行なう施設である。

防災受援施設は、府・国からの支援が本格化する発災4日目以降の、府・国の応援活動を保証し、

また、状況によっては警察及び山城南地域の府機関の代替施設となる、様々な機能を有する施設である。

防災総合保健センターは、災害時の保健活動に係る町の本部機能を有する施設であり、情報収集や活動方針の決定、山城南保健所と連携して保健活動を実施するなど、災害時の保健活動の拠点となる施設である。

1 防災食育センター

(1) 狙い

発災から発災3日目までの応急給食を実施し、被災者に対する食糧供給を実施する。

(2) 機能

ア 食糧備蓄

米及び汁物用乾燥具材等

イ 調理能力

1,550人分

(3) 場所及び配送要領

精華中学校東側から各避難所へ車両配送

2 防災受援施設

(1) 狙い

ア 発災から発災3日目までは、指定緊急避難場所及び支援物資集積拠点

イ 発災4日目以降は、府・国の応援活動拠点及び支援物資集積拠点

ウ 町の被害軽微な場合、警察及び山城南地域の府機関の代替施設

(2) 機能

ア 指定緊急避難場所 収容能力2000人

イ 府・国の応援活動拠点 自衛隊、TEC-FORCE、京都府DMAT、警察、消防、府庁等からの応援職員、指定公共機関職員、各種ボランティア500人

ウ 代替施設 木津警察署、消防署、山城南土木事務所、山城南保健所等

(3) 場所

打越台グラウンド及び打越台環境センター跡地を一体的に整備

3 防災総合保健センター

(1) 狙い

災害時の保健活動に関する情報収集や避難者・被災者に対する健康管理などについて、情報収集や計画立案、現場で活動するチームとの調整等、災害医療に関する町の本部機能として活用

(2) 機能

ア 情報収集及び活動方針の決定

イ 関係機関との調整